

資料 7

未定稿

三重県全体の児童相談体制の強化に向けて
～三重県は市町とともに子どもの命と尊厳を守ります～

平成24年3月

三 重 県

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| I. 本編 | 1 |
| 第1 改革に取り組む背景 | 1 |
| 1 三重県内での重篤事例の発生を踏まえた対応 | 1 |
| 2 市町の役割の高まり | 1 |
| 3 児童相談所への期待 | 2 |
| 第2 改革に向けての調査・分析方法 | 3 |
| 1 目的 | 3 |
| 2 調査・分析の実施概要 | 3 |
| (1) 調査・分析の流れ | 3 |
| (2) 各調査等の実施概要 | 4 |
| 第3 調査結果の分析から導き出された課題 | 6 |
| 1 児童相談所と市町の連携上の問題 | 6 |
| (1) 市町の相談体制に対応した連携 | 6 |
| (2) ケース進行管理 | 8 |
| (3) 指導・助言 | 9 |
| 2 市町の課題 | 10 |
| (1) 担当職員の配置 | 10 |
| (2) 職員のスキルアップ | 12 |
| (3) 児童虐待の発生予防・早期発見 | 13 |
| (4) ケース対応 | 16 |
| (5) 要保護児童対策地域協議会 | 17 |
| (6) 関係機関との連携 | 18 |
| 3 児童相談所の課題 | 20 |
| (1) 介入型支援・法的対応のスキル | 20 |
| (2) 研修体系 | 21 |
| (3) 職員体制と専門性 | 22 |
| (4) 関係機関との連携体制 | 24 |
| 第4 課題解決に向けての改革の方向性 | 26 |
| 1 基本的な考え方 | 26 |
| 2 改革の方向性 | 27 |
| (1) 児童相談所と市町の定期的協議のもとでの連携強化に向けた取組 | 27 |
| ア 県の取組～児童相談所と市町の連携強化に向けて | 27 |

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| イ | 県の取組～市町の児童相談体制強化に向けて | 27 |
| ウ | 市町に求められる取組～市町の児童相談体制強化に向けて | 27 |
| (2) | 児童相談所の体制強化に向けた取組 | 27 |
| 3 | 具体的改革案 | 29 |
| (1) | 児童相談所と市町の定期的協議のもとでの連携強化に向けた取組 | 29 |
| ア | 県の取組～児童相談所と市町の連携強化に向けて | 29 |
| イ | 県の取組～市町の児童相談体制強化に向けて | 30 |
| ウ | 市町に求められる取組～市町の児童相談体制強化に向けて | 31 |
| (2) | 児童相談所の体制強化に向けた取組 | 32 |
| 4 | 3つの改革推進策 | 35 |
| (1) | 児童相談所と市町の連携を強化促進するしくみづくり | 35 |
| (2) | 実践的研修体系の再構築 | 38 |
| (3) | 組織体制・他機関連携の強化 | 38 |
| II. | 調査分析結果編 | 39 |
| 第1 | 三重県における児童相談と対応の状況 | 39 |
| 1 | 児童相談をめぐる状況 | 39 |
| 2 | 児童相談所の対応状況 | 45 |
| 第2 | 児童相談所の対応の現状と市町支援に係る調査・分析結果の概要 | 51 |
| 1 | テーマ別にみた児童相談所の児童相談の現状と課題 | 51 |
| 2 | 圏域別にみた児童相談所児童相談の現状と課題 | 58 |
| 3 | 児童相談所の実態チェック一覧 | 59 |
| 第3 | 市町の児童相談の体制と対応状況に係る調査・分析結果の概要 | 63 |
| 1 | データでみる市町児童相談の体制と対応状況 | 63 |
| 2 | テーマ別にみた市町児童相談の現状と課題 | 69 |
| 3 | 各市町の児童相談の特徴 | 85 |
| 4 | 市町の実態チェック一覧 | 90 |
| 第4 | 要保護児童対策地域協議会実務者会議メンバーへのアンケート結果概要 | 99 |

I. 本編

第1 改革に取り組む背景

1 三重県内での重篤事例の発生を踏まえた対応

平成22年4月に、三重県鈴鹿市内における児童虐待重篤事例の発生を踏まえ設置された「三重県児童虐待重篤事例検証委員会」から平成22年9月27日に三重県知事に検証報告書が提出された。

報告書では、次の事項が主要な指摘事項として示され、中でも児童相談所と市町のそれぞれの機能と相互連携の強化が喫緊の課題とされた。

三重県児童虐待重篤事例検証委員会による報告指摘事項（平成22年9月27日）

- ① 県と市町の情報共有や役割分担に関する課題（情報伝達の意図の明確化、主担当機関の明確化等）
- ② 児童相談所の介入型支援・法的対応への対応力に係る課題
- ③ 児童相談所の体制強化 等

2 市町の役割の高まり

平成17年4月に施行された児童福祉法の改正により、市町も児童相談所とともに児童虐待の通告先と定められ、児童相談所が対応する虐待相談件数の中でも「市町」経路の相談が急増している。

市町は、児童虐待相談における第一次的対応を担うこととなっており、安全確認等の初期対応、未然防止・早期発見等の取組を進めるとともに、身近な資源を活用することで対応可能な児童家庭相談について対応することとなっており、その役割が高まっている。

平成17年4月施行の児童福祉法改正のポイント

- ① 児童家庭相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にし、住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を求める。
- ② 都道府県等（児童相談所）の役割を、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化する。
- ③ 保護者に対する指導に家庭裁判所が関与する仕組みを導入するなど司法関与の強化を行う。

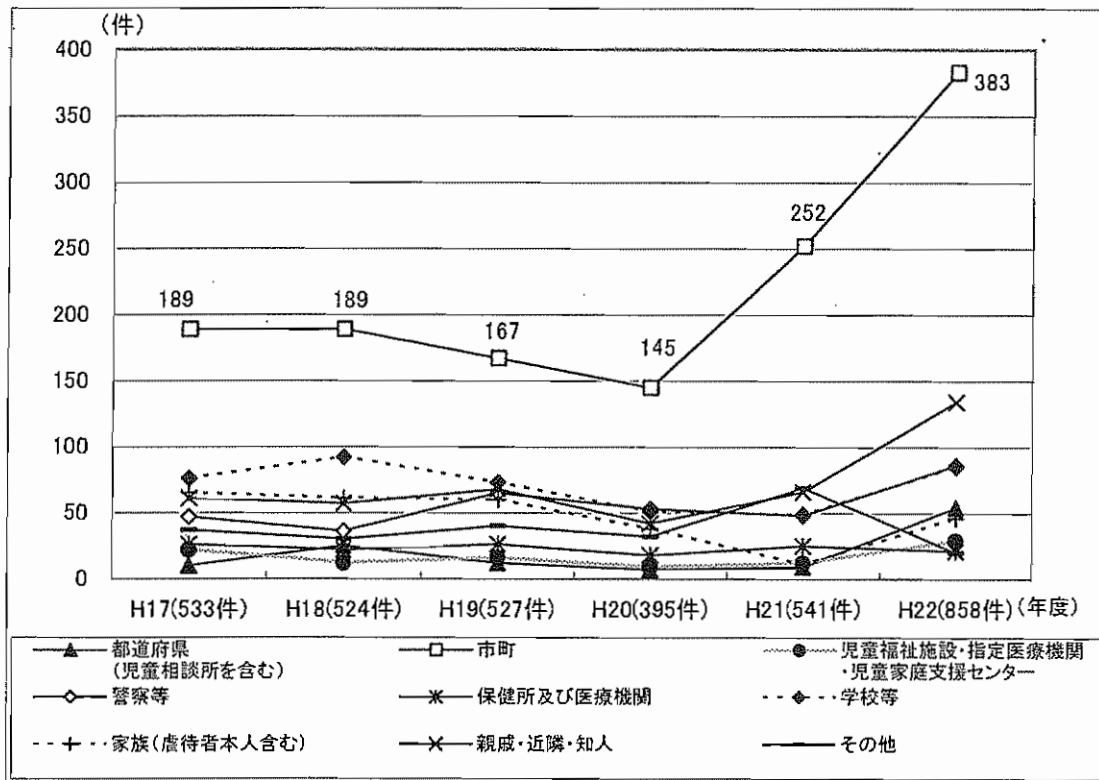
3 児童相談所への期待

児童虐待等の専門的な知識及び技術を必要とする事例において、児童相談所には介入型支援・法的対応を行うなどの専門機関としての対応への期待が増している。

さらに、市町の役割変化に伴い、市町の実情に配慮した技術的援助や助言等の県に対する期待も変化してきている。

そうした変化に対応するため、関係機関からは、児童相談所の人員体制、人材育成の強化が望まれている。

図表 I - 1 児童相談所における虐待相談対応の経路別件数



第2 改革に向けての調査・分析方法

1 目的

本事業は、児童相談体制の強化において児童相談所と市町の連携強化が極めて重要であるとの認識のもと、次のことを目的に実施した。

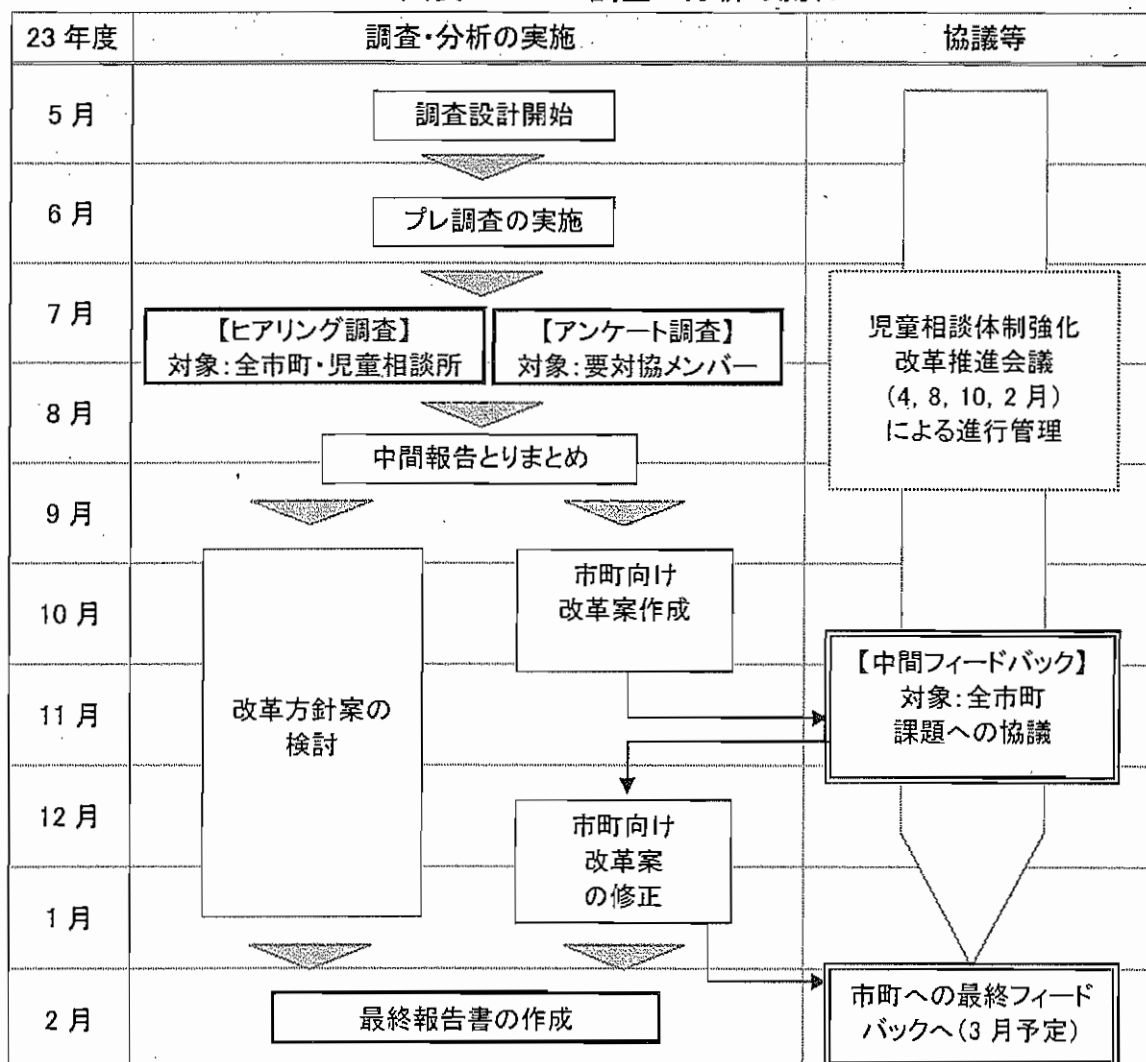
- ① 各児童相談所並びに市町の児童相談担当にヒアリング調査等を行い、
- ② 三重県における児童相談体制をめぐる現状と課題について分析し、
- ③ 今後取り組むべき改革案を提示する。
- ④ また、市町との連携に対する児童相談所職員の意識改革、市町との相互理解も狙う。

2 調査・分析の実施概要

(1) 調査・分析の流れ

調査・分析は次の流れで行った。

図表 I - 2 調査・分析の流れ



(2) 各調査等の実施概要

ア ヒアリング調査

(ア) 目的

- a. 市町及び児童相談所の児童相談体制の現状を把握すると共に、市町と児童相談所との連携に係る課題を抽出する。
- b. 児童相談センター及び児童相談所が各市町の状況を把握し、相互理解を図る。

(イ) 調査対象

- a. 全市町（29 市町）の児童相談主管課
- b. 全児童相談所（5 か所）の所長、課長

(ウ) 調査期間

平成 23 年 7 月中旬～8 月上旬、児童相談所の所長ヒアリングは 10 月

(エ) 方法

調査シートを事前に配付し、児童相談センター及び児童相談所職員等による訪問ヒアリング

(オ) 内容

- a. 児童相談体制の現状
- b. ケースマネジメント対応への状況
- c. 児童相談所と市町の連携状況
- d. 関係機関との連携状況

※児童相談所 133 項目、市町 142 項目、要対協 71 項目の設問

イ アンケート調査

(ア) 目的

市町の児童相談に関わる要保護児童対策地域協議会実務者会議メンバーから、協議会の開催・運営状況並びに市町、児童相談所の体制及び対応に係る課題を把握する。

(イ) 調査対象

全市町（29 市町）の要保護児童対策地域協議会実務者会議メンバー

(ウ) 調査期間

平成 23 年 7 月中旬～8 月上旬

(エ) 方法

市町経由での配付・回収によるアンケート調査

(オ) 内容

- a. 要保護児童対策地域協議会の開催・運営に係る課題、改善について
- b. 市町の児童相談体制に係る課題、改善について
- c. 児童相談所との連携に係る課題、改善について

※自由記述形式での設問

ウ 中間フィードバック

(ア) 目的

- a. 調査結果の分析から導き出された課題を踏まえ、市町と児童相談所の相互の体制と連携の強化に向けて、市町毎に取り組むべき改革案を作成し、各市町にフィードバックする。
- b. 改革案をもとに、市町と児童相談所の間で相互に意見交換を行い、課題について共通認識を図ると共に、相互に協力して取り組むべき課題を明らかにする。

(イ) フィードバック対象

全市町（29市町）の児童相談主管課

(ウ) 実施期間

平成23年11月～12月

(エ) 方法

- a. 児童相談体制強化確認表（※）の内容確認、活用方法の共有
（※）児童相談所及び市町の児童相談体制の改善のためのツール（p.35参照）
- b. 児童相談センター職員及び各児童相談所長が同席

(オ) 内容

- a. 調査結果から導かれた課題の確認と改革案の提案
- b. 当面の取組課題に対する市町児童福祉主管課長等と児童相談所長の協議
- c. 今後の改革に対する市町児童福祉主管課長等と児童相談所長の協議

エ 最終フィードバック

(ア) 目的

児童相談所と市町の連携の強化に向けた取り組むべき方向性について、県と市町の認識の共有化を図り、定期的協議の実施について確認を行う。

(イ) フィードバック対象

全市町（29市町）の児童福祉主管課及び要保護児童対策地域協議会長

(ウ) 実施期間

平成24年3月13日

(エ) 方法

市町児童福祉主管課長会議の開催

(オ) 内容

- a. 今後の児童相談体制強化確認表の活用
- b. 当事業を監修した、立命館大学野田正人教授の講演

第3 調査結果の分析から導き出された課題

1 児童相談所と市町の連携上の問題

(1) 市町の相談体制に対応した連携

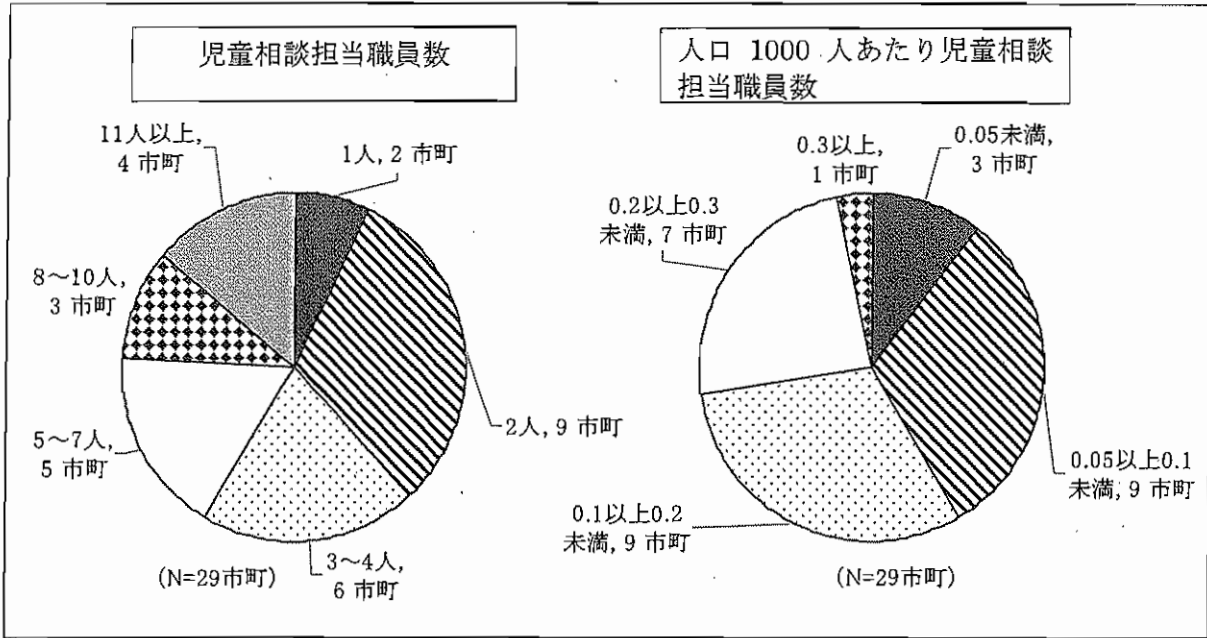
【現状～調査結果～】

- ①多くの市町（16市町）では専任の職員を配置することが難しく、家庭相談員等の非正規職員が多くの役割を担っている市町も見られる
- ②市町の児童相談を担当する職員は、職員が1人体制の市町から10人を超える市町まで様々である（p.11参照）
- ③他業務との関係で児童相談に対応できない時がしばしばある（「しばしばある」9市町）

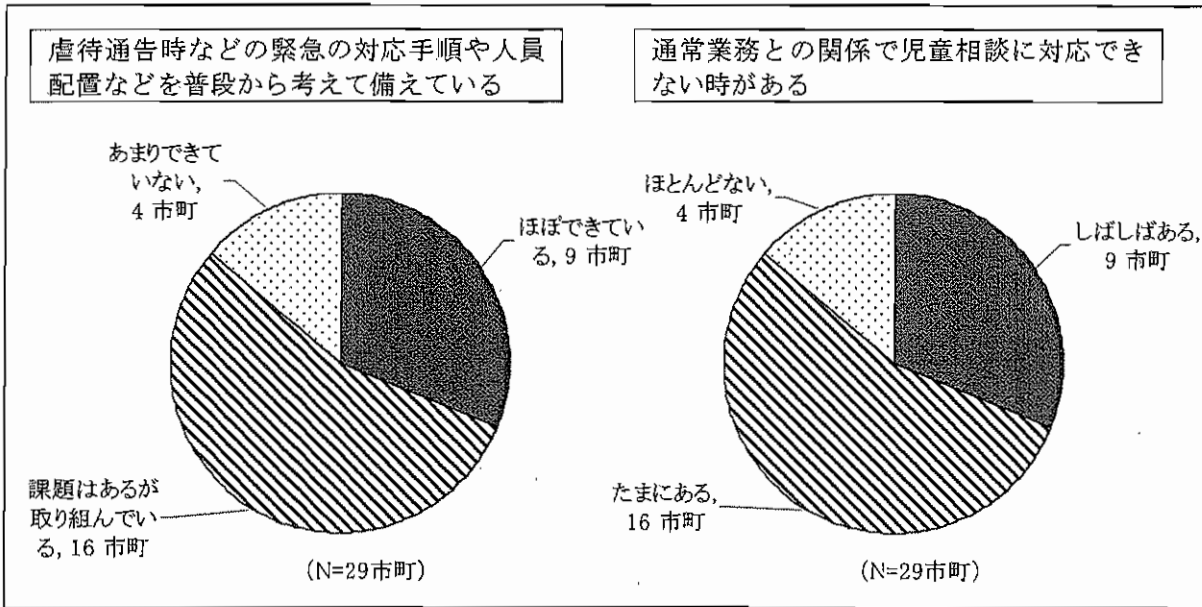
【課題】

児童相談窓口担当の職員の人数や専門性が一様（行政職、保健師、保育士等）ではなく、児童相談体制の状況は市町によって大きく異なる。そのため、児童相談所はそれぞれの市町の実情を把握し、その状況を踏まえて連携の形を柔軟に変え、補完的役割を果たすことが求められる。併せて、各市町に必要な職員体制の強化とノウハウの蓄積について改善が図られるよう継続的な働きかけを行う必要がある。

図表 I - 3 - 1 市町の児童相談体制



図表 I - 3 - 2 市町の児童相談対応の現状



(2) ケース進行管理

【現状～調査結果～】

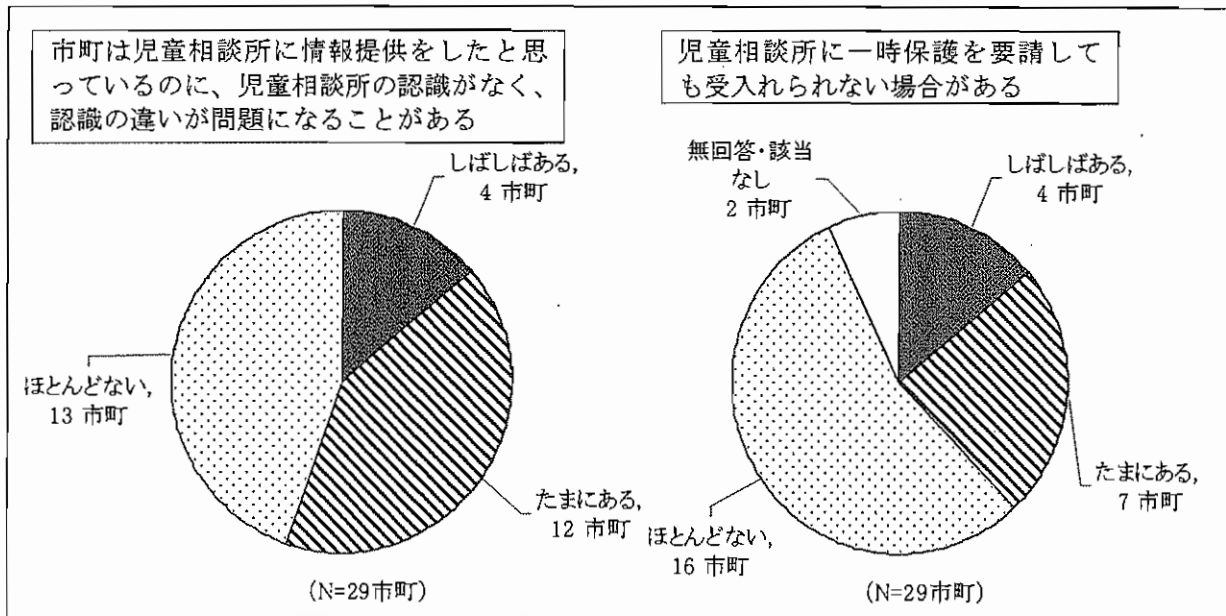
- ①市町からの提供される情報について児童相談所が的確に認識していないのではないか等、市町と児童相談所との認識の違いが問題になることがある（「しばしばある」4市町、「たまにある」12市町）
- ②児童相談所に一時保護を要請しても受入れられない場合がある（「しばしばある」4市町、「たまにある」7市町）
- ③文書による「送致」・「通知」については、既の実施しているとする市町は少ない（3市町）

【課題】

相談に的確に対応していくためには、児童相談所と市町との共通認識の形成が極めて重要である。しかしながら、児童相談所と市町の間で処遇方針に相違があると市町より指摘がある。また、一時保護の判断にかかる意思疎通も十分でないと考えられるため、児童相談所と市町の間で認識や判断を一致させていくための取組が必要である。

そのため、児童相談所と市町との間でケースの処遇方針を共有し、協議する「ケース進行管理会議」を今後さらに充実していくこと等が必要である。

図表 I - 3 - 3 市町からみたケース進行管理をめぐる児童相談所と市町の連携状況



(3) 指導・助言

【現状～調査結果～】

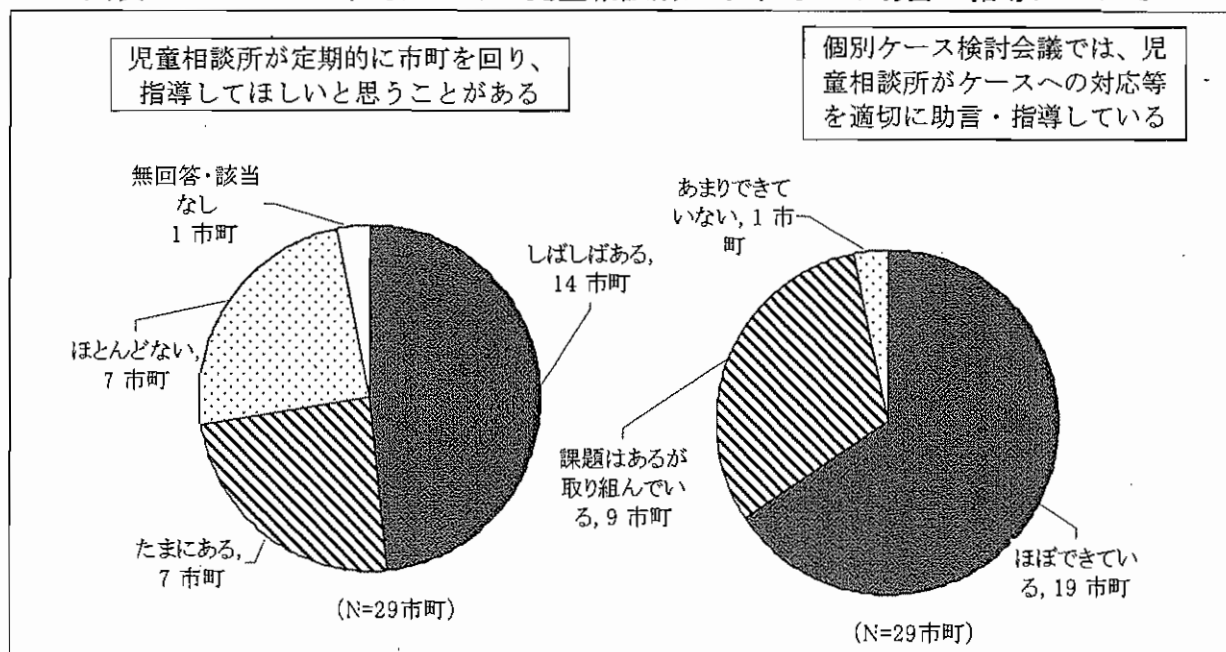
- ① ケースの判断等において、児童相談所の指導・助言を望む市町が多い（「しばしばある」14市町、「たまにある」7市町）
- ② 市町の個別ケース検討会議で児童相談所が適切に助言・指導しているかについては、「ほぼできている」が19市町である
- ③ 児童相談所による市町への指導・支援への要望も高い。具体的には次のような意見が聞かれた
 - ・ 児童相談所としての介入型支援での役割を期待
 - ・ 初期対応やケースのアセスメント及び援助方針の決定にあたって専門的な指導・助言を求めたい

【課題】

市町の相談体制では教育・指導的役割の職員の配置が困難なこともあり、児童相談所からの市町に対する専門的な指導・助言が求められている。

しかし現状では、市町からの専門的対応・支援への要請に、児童相談所が十分応えられているとはいえない。この理由としては、児童相談所職員の専門性の確保・向上が十分にできていないことがあると考えられ、人材の育成に係る課題と連動して捉えるべきものと考えられる。

図表 I - 3 - 4 市町からみた児童相談所から市町への助言・指導について



2 市町の課題

(1) 担当職員の配置

【現状～調査結果～】

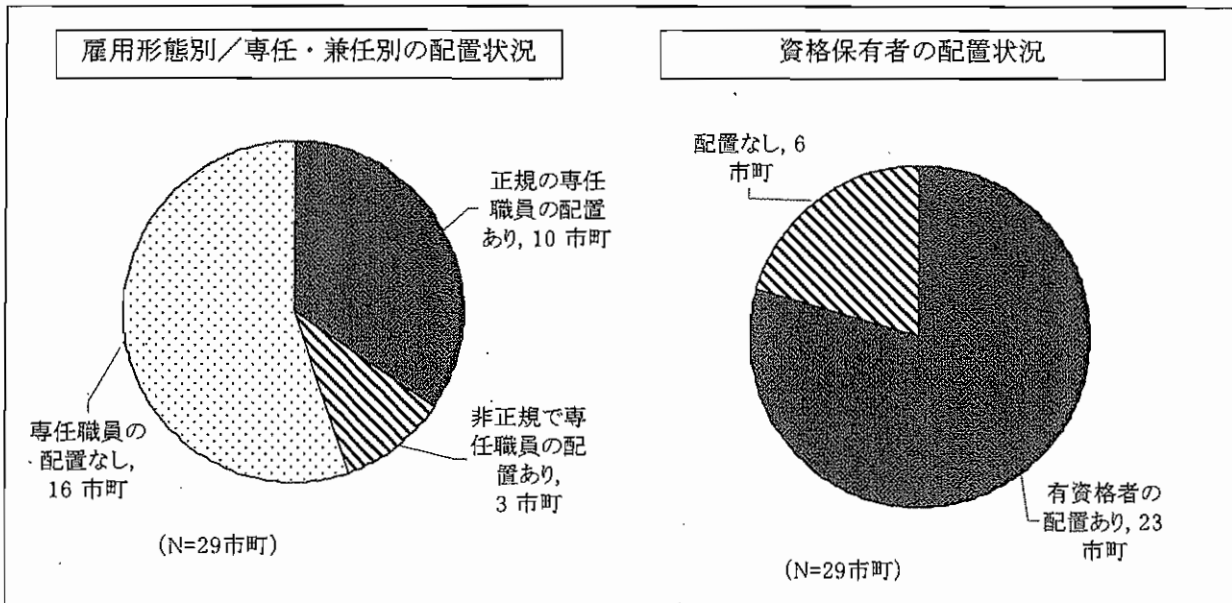
- ①多くの市町では専任の職員を配置することが難しい（16市町）
- ②児童福祉司任用資格保有者の配置がない市町がある（11市町）
- ③心理職を配置している市町は少ない（「配置あり」7市町）

【課題】

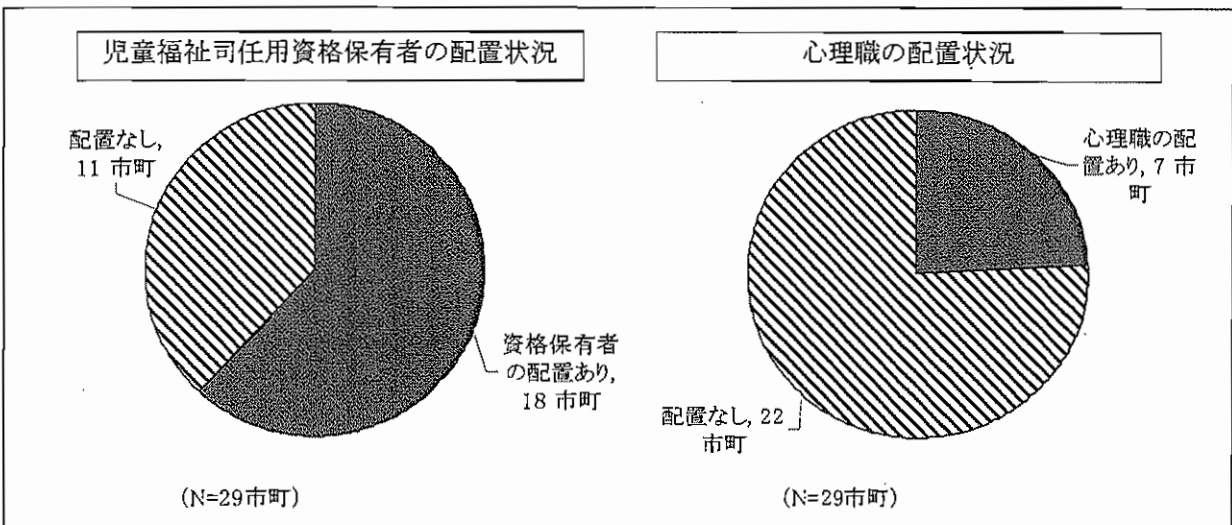
専任職員の配置がない市町が半数以上を占めており、また、専門性を持って業務に当たれる資格を保有する職員の配置が難しい状況がある。

そのため、市町におけるケースマネジメントを支援する必要がある。

図表 I-3-5 市町の児童相談担当職員の配置状況(1)



図表 I-3-6 市町の児童相談担当職員の配置状況(2)



図表 I - 3 - 7 市町別児童相談担当職員体制

| 自治体名 | 主たる児童 相談窓口の 担当職員数 (H23.4.1) | 専任職員 | | 兼任職員 | |
|------|--------------------------------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | | 正規 職員数 | 非正規 職員数 | 正規 職員数 | 非正規 職員数 |
| | | 四日市市 | 8人 | 3人 | 2人 |
| 桑名市 | 8人 | 2人 | 6人 | 0人 | 0人 |
| 鈴鹿市 | 8人 | 6人 | 2人 | 0人 | 0人 |
| 亀山市 | 13人 | 4人 | 5人 | 4人 | 0人 |
| いなべ市 | 4人 | 0人 | 4人 | 0人 | 0人 |
| 木曾岬町 | 2人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 |
| 東員町 | 3人 | 0人 | 0人 | 3人 | 0人 |
| 菰野町 | 11人 | 0人 | 1人 | 8人 | 2人 |
| 朝日町 | 2人 | 0人 | 0人 | 2人 | 0人 |
| 川越町 | 2人 | 0人 | 0人 | 2人 | 0人 |
| 津市 | 16人 | 0人 | 3人 | 12人 | 1人 |
| 松阪市 | 5人 | 2人 | 3人 | 0人 | 0人 |
| 多気町 | 3人 | 0人 | 0人 | 3人 | 0人 |
| 明和町 | 3人 | 0人 | 0人 | 3人 | 0人 |
| 大台町 | 2人 | 0人 | 0人 | 2人 | 0人 |
| 伊勢市 | 7人 | 3人 | 4人 | 0人 | 0人 |
| 鳥羽市 | 2人 | 1人 | 1人 | 0人 | 0人 |
| 志摩市 | 5人 | 2人 | 1人 | 2人 | 0人 |
| 玉城町 | 4人 | 0人 | 0人 | 3人 | 1人 |
| 度会町 | 2人 | 0人 | 0人 | 2人 | 0人 |
| 大紀町 | 5人 | 0人 | 0人 | 5人 | 0人 |
| 南伊勢町 | 2人 | 0人 | 0人 | 2人 | 0人 |
| 伊賀市 | 12人 | 3人 | 6人 | 3人 | 0人 |
| 名張市 | 5人 | 2人 | 1人 | 2人 | 0人 |
| 尾鷲市 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 |
| 熊野市 | 3人 | 0人 | 0人 | 1人 | 2人 |
| 紀北町 | 2人 | 0人 | 0人 | 2人 | 0人 |
| 御浜町 | 2人 | 0人 | 0人 | 2人 | 0人 |
| 紀宝町 | 1人 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 |
| 合計 | 143人 | 28人 | 39人 | 65人 | 11人 |

(2) 職員のスキルアップ

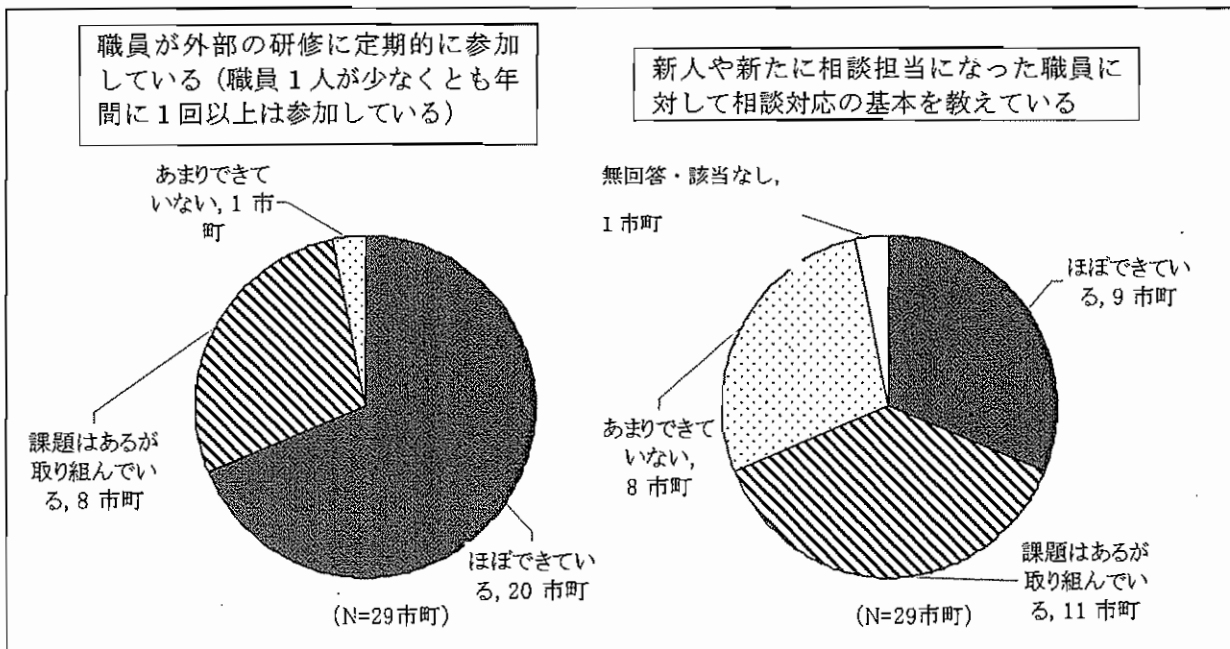
【現状～調査結果～】

- ①市町で内部の研修計画を策定して実施している（「ほぼできている」6市町）
- ②外部の研修への定期的に参加している（「ほぼできている」20市町）
- ③市町の児童相談担当職員を対象とした児童相談センターによる研修の実施を求める意見も多い。具体的には次のような研修を望む意見が聞かれた
 - ・ 初期対応の場面に関する研修
 - ・ 一時保護、施設入所措置、親権停止等の法的対応に関する理解が得られる研修
 - ・ 精神疾患や養育機能が不全な家庭に対する支援の仕方の研修

【課題】

市町では、新人や新たに配置された職員へのスキル、ノウハウの伝達が難しい現状から、児童相談センターでの市町職員への研修の充実を図る必要がある。

図表 I-3-8 市町の児童相談担当職員のスキルアップ等の状況



(3) 児童虐待の発生予防・早期発見

【現状～調査結果～】

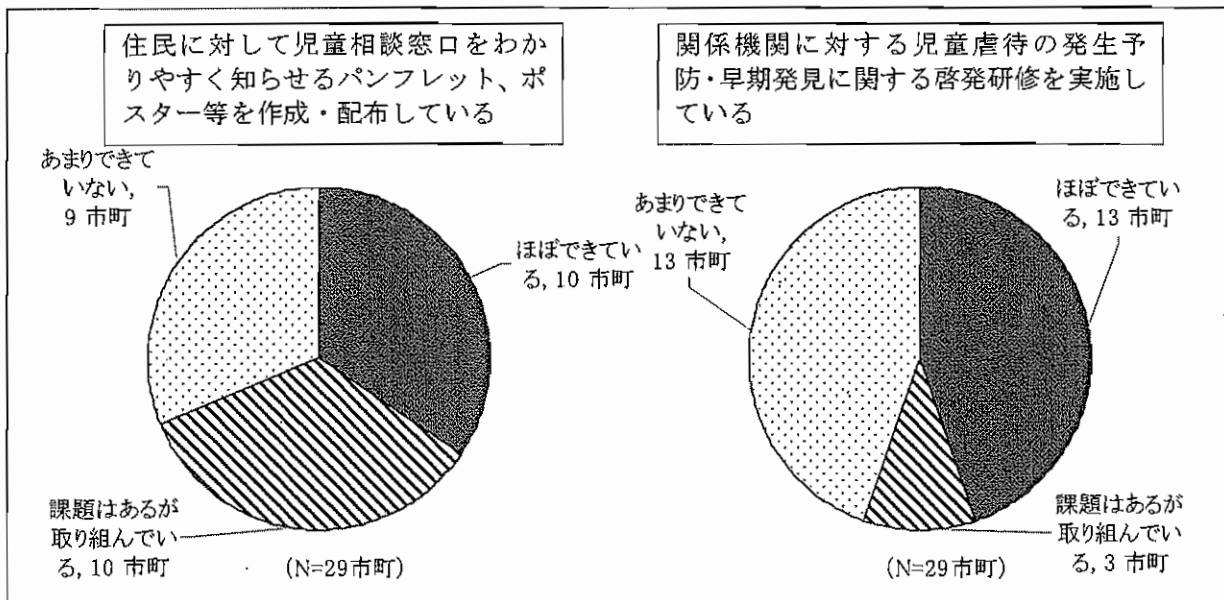
- ①住民に対する児童相談窓口の周知のためにパンフレット等を作成・配布しているか（「あまりできていない」9市町）
- ②関係機関に対する児童虐待の発生予防・早期発見に関する啓発研修を実施している（「あまりできていない」13市町）
- ③市町におけるショートステイ事業の実施状況（平成22年度⇒12市町）
- ④児童人口100人あたり児童虐待相談件数（県平均0.35件（p15））

【課題】

市町では、関係機関への啓発研修や子育て支援事業（ショートステイ事業等）の実施等がなされていないところもある。これらの取組が児童虐待の発生予防に寄与するところが大きいいため、市町での取組を促進していくことが求められる。

児童人口100人あたり児童虐待相談件数を見ると市町においてかなりのばらつきが見られる。このことが早期発見の取組状況によるものか、又は、虐待相談と判断する基準の不明確さによるものかは、判然としないところがある。今後は、判断基準の相違が少なくなるような取組（アセスメントツールの活用等）が必要である。

図表 I-3-9 市町における児童虐待の発生予防・啓発への取組状況



図表 I - 3 - 10 各市町の要保護児童対策に関連する施策の実施状況（平成 22 年度）

| 事業名 | 実施市町数 | | |
|-------------------------|---------|--------|--------|
| | 県全体(29) | 市部(14) | 町部(15) |
| 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） | 28 | 13 | 15 |
| 養育支援訪問事業 | 20 | 11 | 10 |
| 地域子育て支援センター | 29 | 14 | 15 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 19 | 13 | 6 |
| オレンジリボンキャンペーン | 17 | 10 | 7 |
| ショートステイ事業 | 12 | 10 | 2 |

図表 I - 3 - 11 平成 22 年度 市町における児童相談受付件数

| 自治体名 | 児童相談 受付件数 (H22 年度 1 年間) | うち、養護相談件数 | | | 児童人口 100 人 あたり件数 | | 児童人口 (H23.4.1) |
|------|----------------------------------|---------------------|-----------------------------------|------------|---------------------|--------|-------------------|
| | | うち、児童虐待相 談 件数 | 養護相談 に占める 児童虐待 相談の 割合 | 養護相談 件数 | うち、児 童虐待相 談件数 | | |
| | | | | | | | |
| 四日市市 | 757 件 | 634 件 | 96 件 | 15.1% | 1.10 件 | 0.17 件 | 57,387 人 |
| 桑名市 | 1,325 件 | 366 件 | 93 件 | 25.4% | 1.46 件 | 0.37 件 | 25,087 人 |
| 鈴鹿市 | 992 件 | 516 件 | 293 件 | 56.8% | 1.37 件 | 0.78 件 | 37,695 人 |
| 亀山市 | 382 件 | 21 件 | 21 件 | 100.0% | 0.24 件 | 0.24 件 | 8,800 人 |
| いなべ市 | 27 件 | 17 件 | 10 件 | 58.8% | 0.22 件 | 0.13 件 | 7,792 人 |
| 木曾岬町 | 42 件 | 8 件 | 7 件 | 87.5% | 0.82 件 | 0.72 件 | 975 人 |
| 東員町 | 24 件 | 10 件 | 10 件 | 100.0% | 0.23 件 | 0.23 件 | 4,361 人 |
| 菰野町 | 163 件 | 21 件 | 12 件 | 57.1% | 0.27 件 | 0.15 件 | 7,894 人 |
| 朝日町 | 22 件 | 5 件 | 2 件 | 40.0% | 0.22 件 | 0.09 件 | 2,311 人 |
| 川越町 | 88 件 | 18 件 | 15 件 | 83.3% | 0.74 件 | 0.62 件 | 2,420 人 |
| 津市 | 528 件 | 133 件 | 93 件 | 69.9% | 0.29 件 | 0.20 件 | 45,940 人 |
| 松阪市 | 194 件 | 142 件 | 67 件 | 47.2% | 0.48 件 | 0.23 件 | 29,412 人 |
| 多気町 | 10 件 | 5 件 | 3 件 | 60.0% | 0.21 件 | 0.12 件 | 2,417 人 |
| 明和町 | 196 件 | 49 件 | 44 件 | 89.8% | 1.22 件 | 1.10 件 | 4,013 人 |
| 大台町 | 21 件 | 0 件 | 0 件 | - | 0.00 件 | 0.00 件 | 1,512 人 |
| 伊勢市 | 66 件 | 52 件 | 35 件 | 67.3% | 0.25 件 | 0.16 件 | 21,214 人 |
| 鳥羽市 | 30 件 | 7 件 | 6 件 | 85.7% | 0.22 件 | 0.19 件 | 3,133 人 |
| 志摩市 | 348 件 | 124 件 | 84 件 | 67.7% | 1.56 件 | 1.06 件 | 7,962 人 |
| 玉城町 | 70 件 | 23 件 | 23 件 | 100.0% | 0.78 件 | 0.78 件 | 2,956 人 |
| 度会町 | 8 件 | 7 件 | 3 件 | 42.9% | 0.49 件 | 0.21 件 | 1,431 人 |
| 大紀町 | 11 件 | 0 件 | 0 件 | - | 0.00 件 | 0.00 件 | 1,291 人 |
| 南伊勢町 | 16 件 | 13 件 | 13 件 | 100.0% | 0.76 件 | 0.76 件 | 1,708 人 |
| 伊賀市 | 603 件 | 123 件 | 75 件 | 61.0% | 0.76 件 | 0.46 件 | 16,251 人 |
| 名張市 | 257 件 | 72 件 | 72 件 | 100.0% | 0.57 件 | 0.57 件 | 12,649 人 |
| 尾鷲市 | 40 件 | 25 件 | 24 件 | 96.0% | 0.92 件 | 0.88 件 | 2,719 人 |
| 熊野市 | 40 件 | 4 件 | 3 件 | 75.0% | 0.16 件 | 0.12 件 | 2,574 人 |
| 紀北町 | 3 件 | 3 件 | 3 件 | 100.0% | 0.12 件 | 0.12 件 | 2,480 人 |
| 御浜町 | 30 件 | 0 件 | 0 件 | - | 0.00 件 | 0.00 件 | 1,551 人 |
| 紀宝町 | 16 件 | 16 件 | 16 件 | 100.0% | 0.76 件 | 0.76 件 | 2,097 人 |
| 合 計 | 6,309 件 | 2,414 件 | 1,123 件 | 46.5% | 0.76 件 | 0.35 件 | 318,032 人 |

(4) ケース対応

【現状～調査結果～】

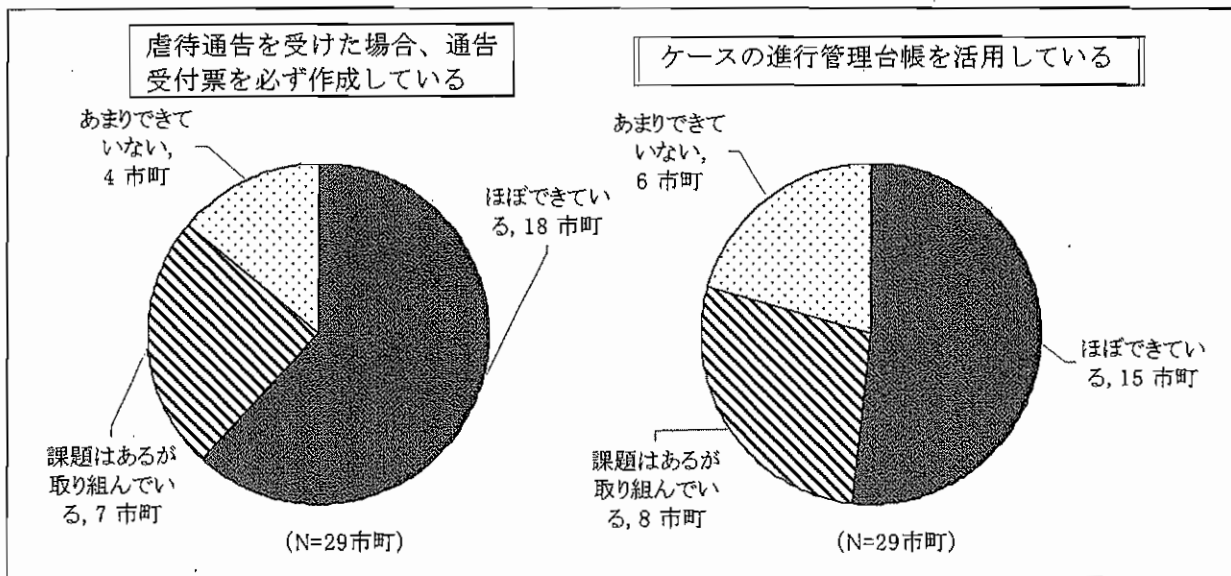
- ① 通告受付票、ケースの進行管理台帳が作成されていない市町がある（「あまりできていない」 通告受付票 4 市町、進行管理台帳 6 市町）
- ② ケース数が多い市町を中心に、ケース記録の整備・管理や進行管理台帳の作成、統計情報出力等の負担が大きいとの意見がある

【課題】

児童虐待ケースへの対応にあたっては、市町においても、通告受付票や進行管理台帳等を作成するなどケース情報を適切に管理することが、適宜で的確な対応、処遇方針の立案、要保護児童対策地域協議会の運営、児童相談所との連携等に不可欠であるため、全市町での作成を支援していく必要がある。

また、ケース記録の整備・管理、統計情報出力等の資料作成にあたっては、できる限り市町の職員の負担を軽減する方策も必要である。

図表 I - 3 - 12 市町におけるケースの受付・進行管理



(5) 要保護児童対策地域協議会

【現状～調査結果～】

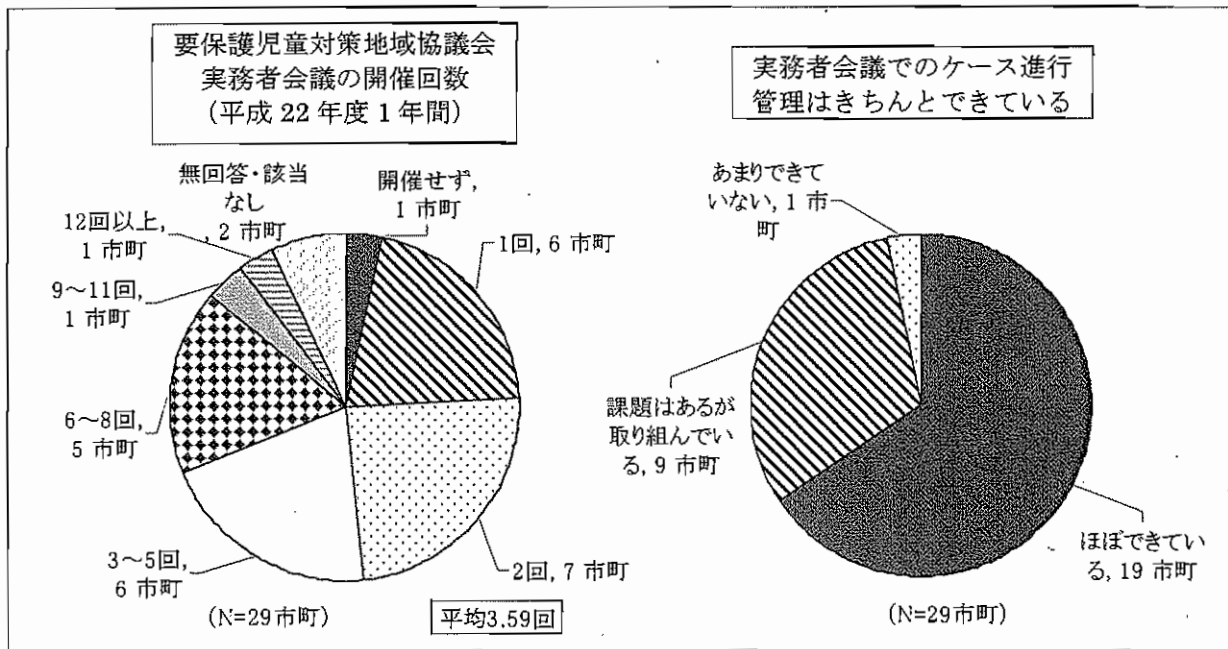
- ①代表者会議は年に1～3回、個別ケース検討会議は困難ケースへの対応のために随時開催されている
- ②実務者会議の開催頻度は市町によって異なる（開催回数は平均3.59回（平成22年度1年間）。市町によって開催回数が0回から12回までのばらつきが見られる
- ③実務者会議でのケース進行管理（「ほぼできている」19市町）

【課題】

関係機関の連携をより強めて、多面的にケースを理解し対応を図るうえでも要保護児童対策地域協議会の運営の強化が課題である。

また、実務者会議はケースの進行管理等の判断を関係機関の実務者で行う重要な会議であることから、各市町でより効果的に運営できるようメンバー構成や運営に関する支援が必要である。

図表 I - 3 - 14 各市町の要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催・運営状況



(6) 関係機関との連携

【現状～調査結果～】

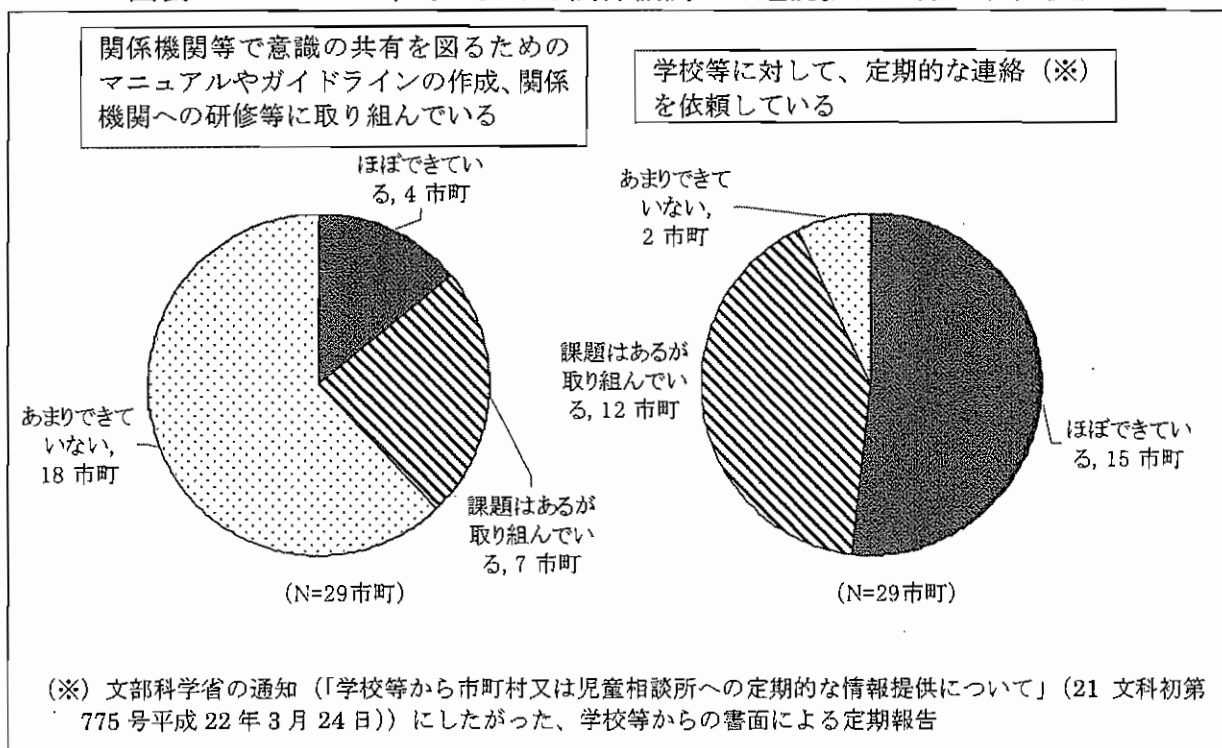
- ①関係機関等を対象とした研修等の取組は、多くの市町でまだ進んでいない（「あまりできていない」18市町）
- ②文部科学省の通知に基づく学校等から市町への定期的な連絡の実施状況については、課題が見られる（「課題があるが取り組んでいる」12市町、「あまりできていない」2市町）

【課題】

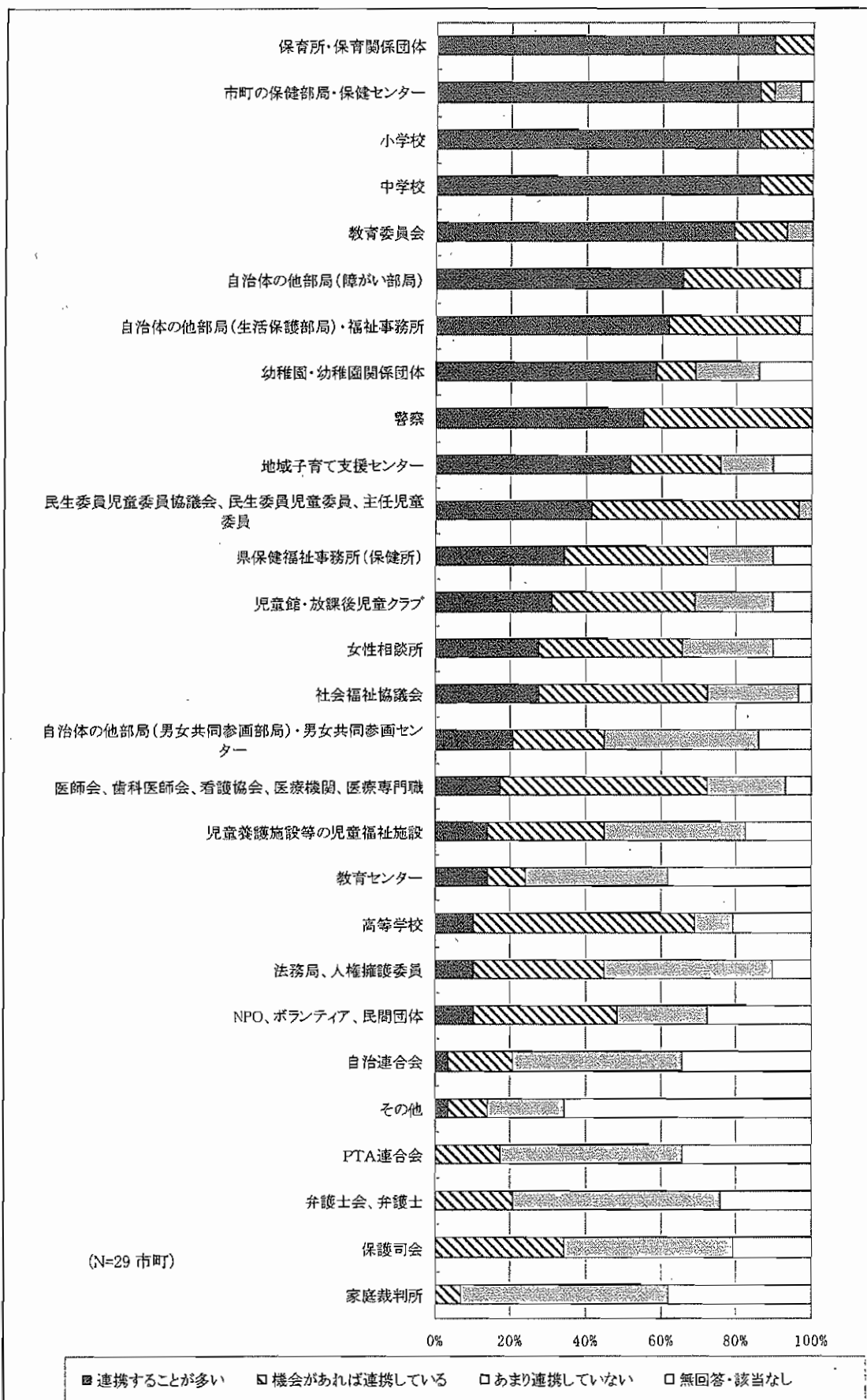
市町における関係機関との連携は必要に応じて行われているものの、積極的な研修等の取組まではあまり進んでいない。そのため、県として市町の取組を支援することが必要である。

学校等から要支援児童に関する情報を定期的に把握できる方法として、文部科学省の通知に基づく定期的な連絡の取組が開始されているが、この取組の実施の徹底が必要である。

図表 I - 3 - 15 市町における関係機関との連携強化に係る取組状況



図表 I - 3 - 16 関係機関との連携状況 (市町)



(注)「連携することが多い」の回答割合が高い機関には、日常的にケースを協働して対応することが多い機関があがっている。他方、「機会があれば連携している」の回答割合が高い機関種類は、日常的にケースを共有していないが、協働して対応すべきケースが生じた場合には連携を図っている機関と考えられる。

3 児童相談所の課題

(1) 介入型支援・法的対応のスキル

【現状～調査結果～】（各児童相談所相談担当課 8 課）

- ①立入調査、一時保護の判断基準について所内教育が十分できていない担当課がある（平成 23 年度は立入調査等にかかる研修を児童相談センターにおいて 5 回実施）
- ②各児童相談所担当課からは、児童相談センターに対して以下のような期待がある
 - ・法的対応や措置の手続きに関する研修の充実
 - ・法的対応の体制が整わない時の応援

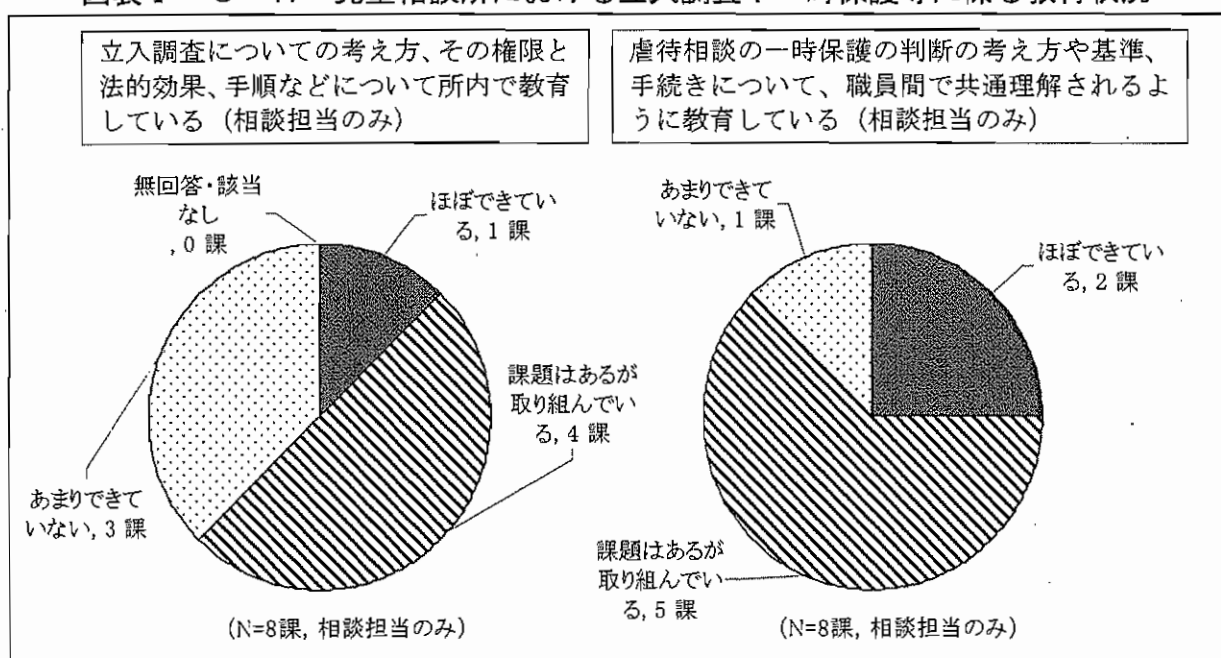
【課題】

平成 17 年 4 月施行の児童福祉法の改正以降、順次児童相談所には介入型支援・法的対応が求められることになった。しかしながら、平成 22 年 4 月に鈴鹿市で発生した重篤事例を受けた検証委員会からは、介入型支援の実行・判断の不十分さが指摘される等、児童相談所としての共通認識の形成や教育、スキル、ノウハウの蓄積が十分ではなかった。

このことを踏まえ、子どもの命を守ることを最優先に掲げ、躊躇せず介入型支援・法的対応を行えるよう日常的にスキルを蓄積していく取組を進めてきているが、今後さらなる継続的な取組が必要である。

また、介入型支援や法的対応には緊急性があること、一定の職員体制の確保が必要なことから、児童相談センターが緊急時の調整機能を発揮することが重要である。

図表 I-3-17 児童相談所における立入調査や一時保護等に係る教育状況



(2) 研修体系

【現状～調査結果～】（各児童相談所 10 課）

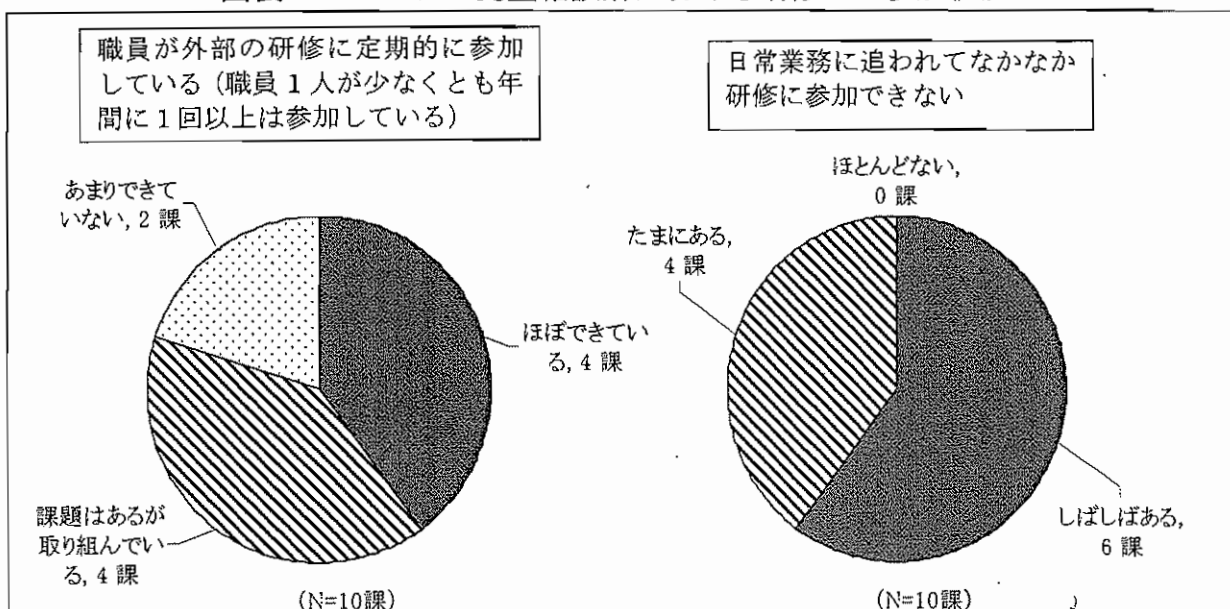
- ① 現行の児童相談センター主催の研修については、その有効性は認めつつも、体系立っていない点や、研修で取り扱う素材が講師任せの場合が多く十分に整理されていないことを課題とする意見があった
- ② 研修に対する要望としては、初任者や現任者の段階的なスキルアップに向けた体系的な研修を求める意見や、困難事例や介入型支援・法的対応等具体的に現場で抱える課題に対応した研修を求める意見があった
- ③ また、研修の形態としては、ロールプレイや事例検討等、具体的な相談や対応場面をイメージできる実践的なものを求める意見が多かった
- ④ 日常業務を抱えながらの研修参加となるため、外部機関の研修への参加もみられるが、児童相談センター主催の研修への参加が中心となっている。より、高度で専門的かつ先進的な知識・技術を修得するためには、外部機関の研修に参加することも必要である。また、業務多忙等によりなかなか参加できない状況もみられる

【課題】

研修は、職員の経験年数等を考慮して実践的能力を育成する必要があることから、到達する能力の内容を明らかにして体系的になされる必要がある。研修改革のポイントは、実践性、体験型、交流型への転換である。

複雑かつ高度な判断が必要とされる相談が増加する中、より高度で専門的な知識・技術が求められるため、外部機関の実施する先進的研修への参加が可能となるような体制が求められる。

図表 I - 3 - 18 児童相談所における研修への参加状況



(3) 職員体制と専門性

【現状～調査結果】

- ① 今回の調査においては、児童相談所の相談担当は事務職員が多く配置されているが、短期間での異動となることがあり、平均経験年数が一部の課では2年以下など短い
- ② 職員体制の強化に向けて次のような意見が出ている
 - ・ 相談担当、心理担当の体制強化、増員、メンバー構成への配慮
 - ・ ケースワーカーの長期的な人材育成（有資格者・児童相談所経験者の活用、短期間での異動の見直し、福祉施設等で経験を積んだ後での配置等）
 - ・ 圏域の面積や移動時間を考慮した人員配置
 - ・ 児童相談システムの入力・管理のための事務要員の確保
 - ・ 小規模な児童相談所のバックアップ機能（緊急時の応援、センターの巡回を多くするなど）

【課題】

児童相談所の相談担当（いわゆるケースワーカー）には、相談ケースの状況を把握し、他機関との連携・調整等を行い、適切な処遇方針を立案する中心的役割が期待されているが、事務職員が多く配置されているため、専門性を有する職員の割合が少なく、加えて在任期間も短いことから専門性の蓄積が難しい状況である。

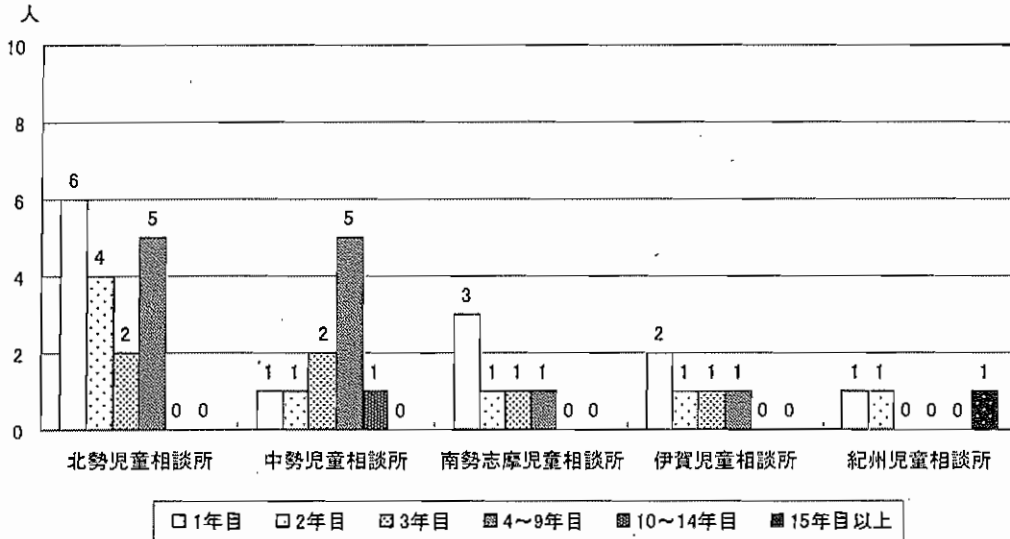
そこで、児童相談所における専門的な役割・機能を十分に果たすためには、専門性を持った人材の育成、職場で指導的役割を担える職員の確保・育成が必要である。

図表 I - 3 - 19 相談担当における児童相談所別職員体制と業務量（平成 23 年度）

| | | 相談担当 数(※課長 含む) | うち児童福 祉司 | 相談担当の 平均経験年数 | 相談担当 1人あたり平均担 当ケース数 |
|------|---------|----------------------|-------------|-----------------|---------------------------|
| 北勢児相 | 一課 | 4人 | 3人 | 2.0年 | 65.5件 |
| | 二課 | 7人 | 3人 | 1.6年 | 52.1件 |
| | 三課 | 6人 | 3人 | 2.0年 | 84.8件 |
| 中勢児相 | 一課 | 5人 | 4人 | 4.0年 | 92.4件 |
| | 二課 | 5人 | 5人 | 4.2年 | 58.8件 |
| 南志児相 | 家庭児童支援課 | 6人 | 3人 | 2.3年 | 51.0件 |
| 伊賀児相 | 家庭児童支援課 | 5人 | 2人 | 1.6年 | 76.6件 |
| 紀州児相 | 家庭児童支援課 | 3人 | 1人 | 6.7年 | 61.3件 |

(注) 所長及び虐待対応協力員は除く。

図表 I - 3 - 20 相談担当における児童相談所別経験年数の分布



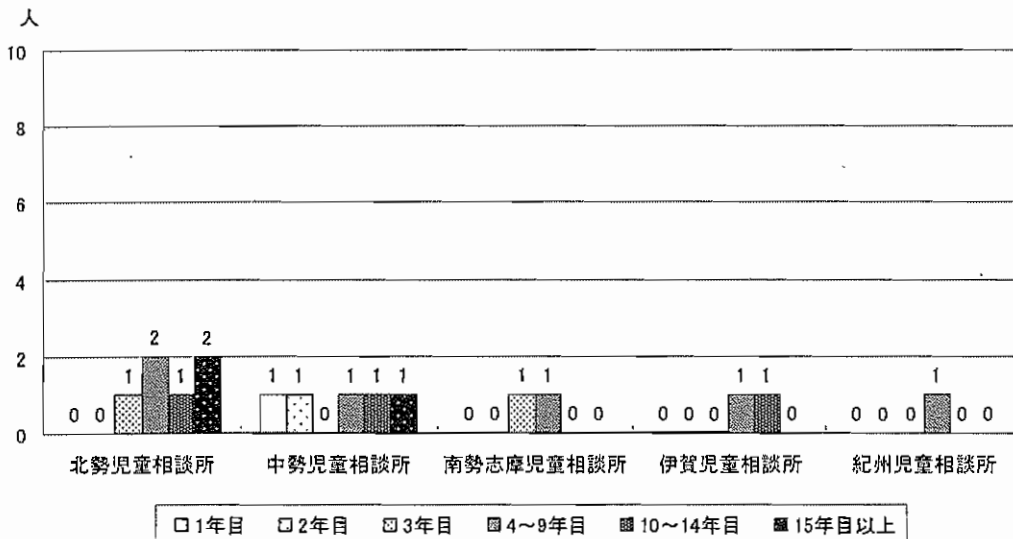
(注) 所長及び虐待対応協力員は除く。

図表 I - 3 - 21 心理担当における児童相談所別職員体制と業務量 (平成 23 年度)

| | 児童心理司 (※北勢と中勢は 課長含む) | 心理担当と しての平均 経験年数 | 児童心理司 1人あたりの平均 担当ケース数 |
|------|----------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 北勢児相 | 四課 6人 | 11.8年 | 88.7件 |
| 中勢児相 | 三課 5人 | 6.0年 | 54.1件 |
| 南志児相 | 家庭児童支援課 2人 | 5.0年 | 62.0件 |
| 伊賀児相 | 家庭児童支援課 2人 | 6.0年 | 135.5件 |
| 紀州児相 | 家庭児童支援課 1人 | 4.0年 | 114.0件 |

(注) 非正規職員は除く。

図表 I - 3 - 22 心理担当における児童相談所別経験年数の分布



(4) 関係機関との連携体制

【現状～調査結果～】（各児童相談所 10 課）

- ①関係機関の実情について十分に把握し、必要な連携がとれているかについては、「ほぼできている」が2課である。他は課題があるとしている
- ②連携が多く見られる関係機関は「保育所」、「幼稚園」、「警察」等である

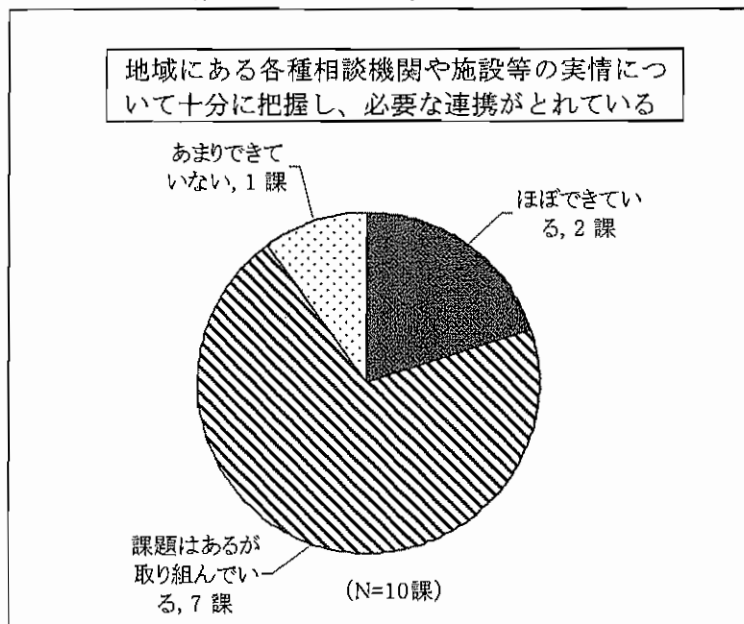
【課題】

ケースマネジメントの観点から関係機関との連携は重要であり、保育所、幼稚園、警察等とは、個別ケースの対応を通して日常的な連携や協議を行っている。

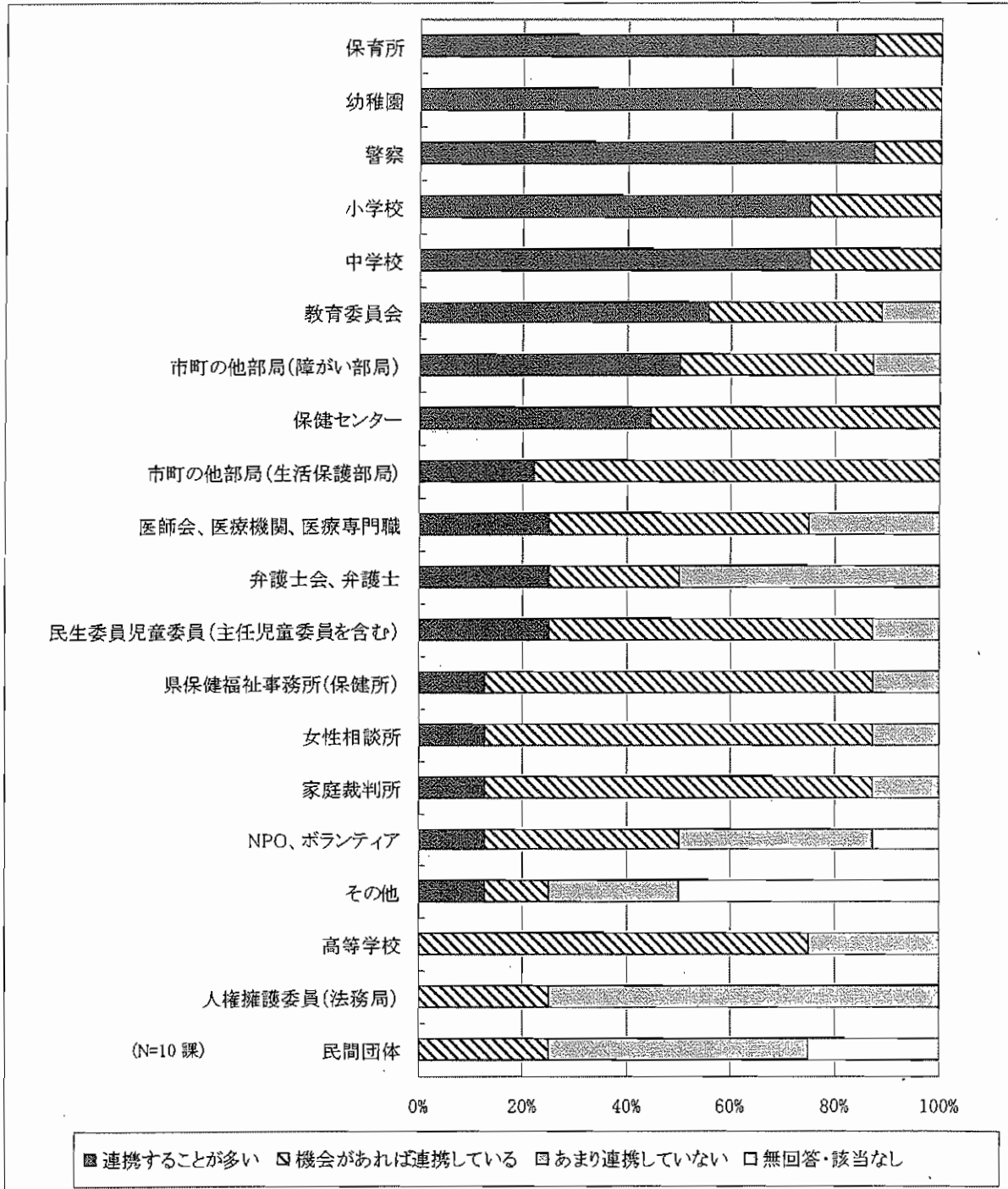
三重県全体の相談体制の強化を図る観点からは、より多様な関係機関の理解を促進し連携できる関係づくりが重要である。

特に、県・市町要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携は重要なポイントである。

図表 I - 3 - 23 児童相談所における関係機関の実情把握と連携の状況



図表 I - 3 - 24 児童相談所における関係機関との連携状況



(注)「連携することが多い」の回答割合が高い機関には、日常的にケースを協働して対応することが多い機関があがっている。他方、「機会があれば連携している」の回答割合が高い機関種類は、日常的にケースを共有していないが、協働して対応すべきケースが生じた場合には連携を図っている機関と考えられる。

第4 課題解決に向けての改革の方向性

1 基本的な考え方

三重県全体の児童相談体制の強化に向けて市町とともに改革を継続していくこととして「三重県は市町とともに子どもの命と尊厳を守ります」と掲げた。

そのために、まず児童相談所と市町は、各々の役割・機能を意識しながら、市町の児童相談体制の状況等に応じて柔軟に連携し、三重県全体の児童相談体制の強化を図る。

基本的には、児童相談所は、①介入型支援・法的対応を含む児童相談所の専門的な機能・役割の発揮、②市町のケース対応のバックアップ、児童相談対応のためのノウハウ構築への支援の2点において特に役割を果たす。

市町は、①児童虐待の発生予防・早期発見へ取り組む、②児童相談対応における初期・第一次的対応の機能強化を図る、③地域における見守りネットワークの充実を図る、の3点に取り組む。

なお、比較的児童相談の体制が整っている市部と、職員が少人数で兼任が多い町部とでは連携のあり方が異なると考えられることから、市町の実情を踏まえ補完的役割を果たしつつ、市町の体制強化の推進を図っていく。

三重県全体の児童相談体制の強化に向けて ～三重県は市町とともに子どもの命と尊厳を守ります～

(基本的な考え方)

- (1) 児童相談所と市町は、それぞれの役割・機能を意識しながら、市町の児童相談体制の状況などに応じて柔軟に連携し、三重県の児童相談体制の強化を図る。
- (2) 児童相談所の役割
 - ア 介入型支援・法的対応を含む児童相談所の専門的な機能・役割の発揮
 - イ 市町のケース対応のバックアップ、ノウハウ構築への支援
- (3) 市町の役割
 - ア 児童虐待の発生予防・早期発見への取組
 - イ 児童相談対応における初期・第一次的対応の機能充実
 - ウ 地域における見守りネットワークの充実

2 改革の方向性

(1) 児童相談所と市町の定期的協議のもとでの連携強化に向けた取組

児童相談所と市町との定期的協議を行いながら、次の取組を進める。

ア 県の取組～児童相談所と市町の連携強化に向けて

- (ア) 児童相談所と市町の連携の円滑化に取り組む。
- (イ) 児童相談所と市町のケース進行管理を徹底する。
- (ウ) 児童相談所による市町バックアップ機能を強化する。

イ 県の取組～市町の児童相談体制強化に向けて

- (ア) 市町児童相談の機能・体制の強化への支援を行う。
- (イ) 市町におけるケースマネジメントの向上支援を行う。
- (ウ) 要保護児童対策地域協議会の活用促進を図る。
- (エ) 虐待の発生予防・早期発見に係る取組強化への支援を行う。

ウ 市町に求められる取組～市町の児童相談体制強化に向けて

- (ア) 児童相談体制の強化に取り組む。
- (イ) ケースマネジメントの向上に取り組む。
- (ウ) 要保護児童対策地域協議会の活用に取り組む。
- (エ) 虐待の発生予防・早期発見に係る取組を強化する。

(2) 児童相談所の体制強化に向けた取組

児童相談所の体制強化に向けて、次の事項に取り組む。

- (ア) 介入型支援・法的対応の向上に取り組む。
- (イ) 計画的な研修を図り、OJT体制を構築する。
- (ウ) 児童相談所職員体制を強化する。
- (エ) 関係機関との連携を強化する。

図表 I - 4 - 1 改革案の全体像



3 具体的改革案

(1) 児童相談所と市町の定期的協議のもとでの連携強化に向けた取組

三重県全体の児童相談体制の強化を進めるためには、児童相談所と市町が体制強化や連携上の課題を相互に理解して取り組むことが重要である。そこで、児童相談所と市町が定期的に協議するなど継続的なコミュニケーションを図りながら、次の取組を進める。

ア 県の取組～児童相談所と市町の連携強化に向けて

虐待相談については、市町と児童相談所が協働して対応を図る場面が多々あり、確実な情報伝達・情報共有や相互の体制・機能を理解した上での効果的な連携が非常に重要となる。

児童相談所と市町の連携の強化に向けて、県は次の事項に取り組む。

《児童相談所と市町の連携の円滑化》

(ア) 送致・通知のルールの効果的運用

平成23年6月の「送致・通知」のルールの明確化を踏まえ、市町と児童相談所との間で、情報伝達時の確認事項の徹底、「送致・通知」の文書での実施に関する具体的運用についてのすり合わせを図り、効果的運用に向けて取り組む。

(イ) 児童相談所の受理・援助方針会議への市町児童相談担当職員の参加

児童相談所の受理・援助方針会議に市町児童相談担当職員が参加し、児童相談所におけるケース検討の実態について理解すると共に、市町におけるケースマネジメントの向上に生かす。この取組により、市町と児童相談所との間で認識のずれが生じやすい一時保護の判断基準等について相互理解を図ることも目指す。

《児童相談所と市町のケース進行管理の徹底》

(ア) ケース進行管理会議の定期的開催によるケースモニタリングの強化

児童相談所と市町の間で互いに把握しているケースの情報を共有・つき合わせて対応の漏れを防ぎ、進行管理と対応方針を協議するためのケース進行管理会議の定期的な開催により、ケースモニタリングの強化を図る。

《児童相談所による市町バックアップ機能の強化》

(ア) 要保護児童対策地域協議会実務者会議への児童相談所職員の参加によるケース対応向上支援

市町からの意見として、市町主体のケースマネジメントについて児童相談所からの専門的な助言・指導や支援を求める意見も多い。児童相談所職員のスキルア

ップを図りながら、同職員が要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、専門的な助言・指導を図ることにより市町のケース対応の向上を支援する。

(イ) 児童相談所がタイアップした関係機関・地域住民向け啓発研修の充実

地域における児童虐待に関する意識を高め、虐待の発生予防・早期発見につながるように、児童相談所と市町がタイアップした関係機関・地域住民向けの啓発研修を充実させる。

イ 県の取組～市町の児童相談体制強化に向けて

虐待相談の経路として「市町」の割合がここ数年格段に伸びており、児童相談対応における市町の役割は年々高まっている。市町は、児童虐待の発生予防や早期発見において重要な役割を担うほか、地域における見守りケースの主担当としても重要な役割を担っており、市町の児童相談の体制を強化することこそが、三重県全体としての児童相談体制の強化につながり、重篤ケースの未然防止に役立つと考えられる。

市町の児童相談の体制の強化に向けては、その後方支援として県が果たすべき役割がある。それらについて、以下にとりまとめる。

《市町児童相談の機能・体制の強化への支援》

(ア) 市町スーパーバイザー確保への支援

市町における児童相談担当職員のスキルアップ及びケース対応力の向上を支援するために、ケースマネジメントに関して専門的な指導・助言ができるような専門家の派遣等、市町におけるスーパーバイザーの確保を支援する。

(イ) 市町児童相談システム導入の支援

市町におけるケース記録の整備・管理や進行管理台帳の作成、統計情報の整理等の負担の軽減に向けて、ケース情報管理のための市町児童相談システムの導入支援を行う。

《市町におけるケースマネジメントの向上支援》

(ア) 市町児童相談担当職員向け研修の充実によるスキルアップ

市町における児童相談担当職員のスキルアップに向けて、県として市町児童相談担当職員向けの研修の充実を図る。

(イ) 実務ツール（アセスメントツール等）の作成、提供

市町児童相談における対応の標準化に向けて、県としてケースマネジメントの向上に役立つ実務ツール（アセスメントツール等）の作成、提供に取り組む。

《要保護児童対策地域協議会の活用促進》

(7) 要保護児童対策地域協議会各会議の運営支援

要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員が参加し、各会議の運営のあり方について市町に助言し、運営を支援する。

(4) 要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関とのネットワークの構築への支援

要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関とのネットワークを構築するために、協議会を活用した研修等の実施について、県として支援を図る。

《虐待の発生予防・早期発見に係る取組強化への支援》

(7) 関係機関向け啓発活動への支援

市町における関係機関向けの啓発活動の展開にあたって、県がポスターやパンフレット等の作成配布や関係組織との連絡調整を広域的に図るなどして、市町の取組を支援する。

(4) 市町が実施する関係機関・地域住民向け啓発研修への協力

市町が関係機関や地域住民向けの啓発研修を実施するにあたって、県が出前研修を実施する等して協力を図る。

ウ 市町に求められる取組～市町の児童相談体制強化に向けて

各市町は、限られた予算と人員体制の中でそれぞれに最大限の対応を図っているが、相談数や進行管理中のケース数の増加に対応が追いついていないのが現状である。市町には、次の3つの役割が求められることを踏まえつつ、県と協力して児童相談体制の強化に引き続き取り組むことが求められる。

【市町に求められる役割】

- ① 児童虐待等の発生予防・早期発見への取組
- ② 児童相談対応における初期・第一次的対応の機能強化
- ③ 地域における見守りネットワークの充実

《児童相談体制の強化》

(7) 市町児童相談担当職員への専門職の配置等体制の強化

市町として、専門職の配置、専任職員の配置等によって職員体制が強化できることが望ましい。まずは、児童福祉司任用資格保有者の配置から取り組むことが求められる。

《ケースマネジメントの向上》

(7) 研修等の積極実施・参加

市町におけるケースマネジメントの向上に向けては、各市町の相談担当職員のスキルアップが図られる必要がある。内部での相互の学習や研修実施、外部研修等への積極的な参加等が求められる。

(4) ケースの記録様式、進行管理の基準・管理方法の整備と運用

ケースを適切に進行管理・モニタリングしていけるように、ケースの記録様式、進行管理の基準・管理方法を整備し、運用を図っていくことが求められる。

《要保護児童対策地域協議会の活用》

(7) 要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関とのネットワーク化

市町の児童相談体制強化にあたっては、関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会が効果的に活用されることが重要である。各市町の実情を踏まえながら、各会議の位置づけと役割を検証し、特に実務者会議についてはケース進行管理の場として活用できるように、構成メンバーの見直し、会議運営の方策について、柔軟に検討を重ね、関係機関とのネットワーク化を図っていくことが望ましい。

(4) 学校等からの定期報告の実施

文部科学省の通知（「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（21文科初第775号平成22年3月24日））による、学校等から要保護児童等について書面による定期報告を求める取組についても全市町での実施が求められる。

《虐待の発生予防・早期発見に係る取組の強化》

(7) 要保護児童の発生予防に係る事業（ショートステイ等）の実施

児童虐待の発生予防に向けて、要保護児童の発生予防に関連する各種施策（養育支援訪問事業、ショートステイ事業等）を実施することが求められる。

(2) 児童相談所の体制強化に向けた取組

児童相談所の相談担当者は、事務職員が配置されているものの、短期間となるケースがあり、専門性の蓄積が難しい状況がある。他方、児童虐待相談の増加等に伴って、相談担当が多くのケースを担当しすぎて十分に対応できない事態もみられる。

平成17年4月施行の児童福祉法改正により、児童相談所には以前に増して高度

な専門的な機能・役割等が求められていることを踏まえ、児童相談所の体制強化に向けた取組を図ることが必要である。

《介入方支援・法的対応の向上》

(7) 介入型支援・法的対応のスキル向上に向けた研修等の実施

児童相談所の権限と機能を活かしたケースマネジメントが十分に行えるように、介入型支援・法的対応の判断と実施に関するスキル等の向上を図る必要がある。立入調査や臨検・捜索等の今後の実施も見据え、法的対応時に活用しうる記録の整備や関係機関との連携のシミュレーションなども含めた研修等を実施する。

(4) 実務ツール（アセスメントツール等）の作成

児童相談所における各職員の対応の標準化とアセスメント力の向上に向けて、ケースマネジメントの向上に役立つ実務ツール（アセスメントツール等）の作成に取り組む。

《計画的な研修、OJT体制の構築》

(7) 研修体系及び人材育成方針の構築

職員の計画的・体系的な育成・スキルアップを図るために、研修体系及び人材育成方針の構築を図る。

(4) 所内OJT、教育訓練の体制充実（教育訓練担当職員研修の実施）

児童相談所の相談援助の現場における教育・訓練の体制強化に向けて、所内OJTの仕組みを明確化すると共に、教育訓練担当職員研修を実施するなど現場における教育訓練体制の強化を図る。

《児童相談所職員体制の強化》

(7) 福祉技術専門員の育成体系の見直し

児童相談所の業務に係る専門性を持った人材の確保・養成に向けて、長期的なビジョンを持って福祉技術専門員の育成体系を見直す。

(4) 福祉技術専門員・その他の専門職の充実

児童虐待相談件数の増加や問題の複雑化等に的確に対応していくためには、福祉技術専門員・その他の専門職員の充実を図る必要がある。

《関係機関との連携強化》

(7) 警察、教育等関係機関との連携強化

ケースマネジメントを的確かつ効果的に進められるように、警察、教育等の関係機関との連携強化を図る。具体的には、合同研修の実施、県主催での関係機関向けの研修等の開催等に取り組む。

4 3つの改革推進策

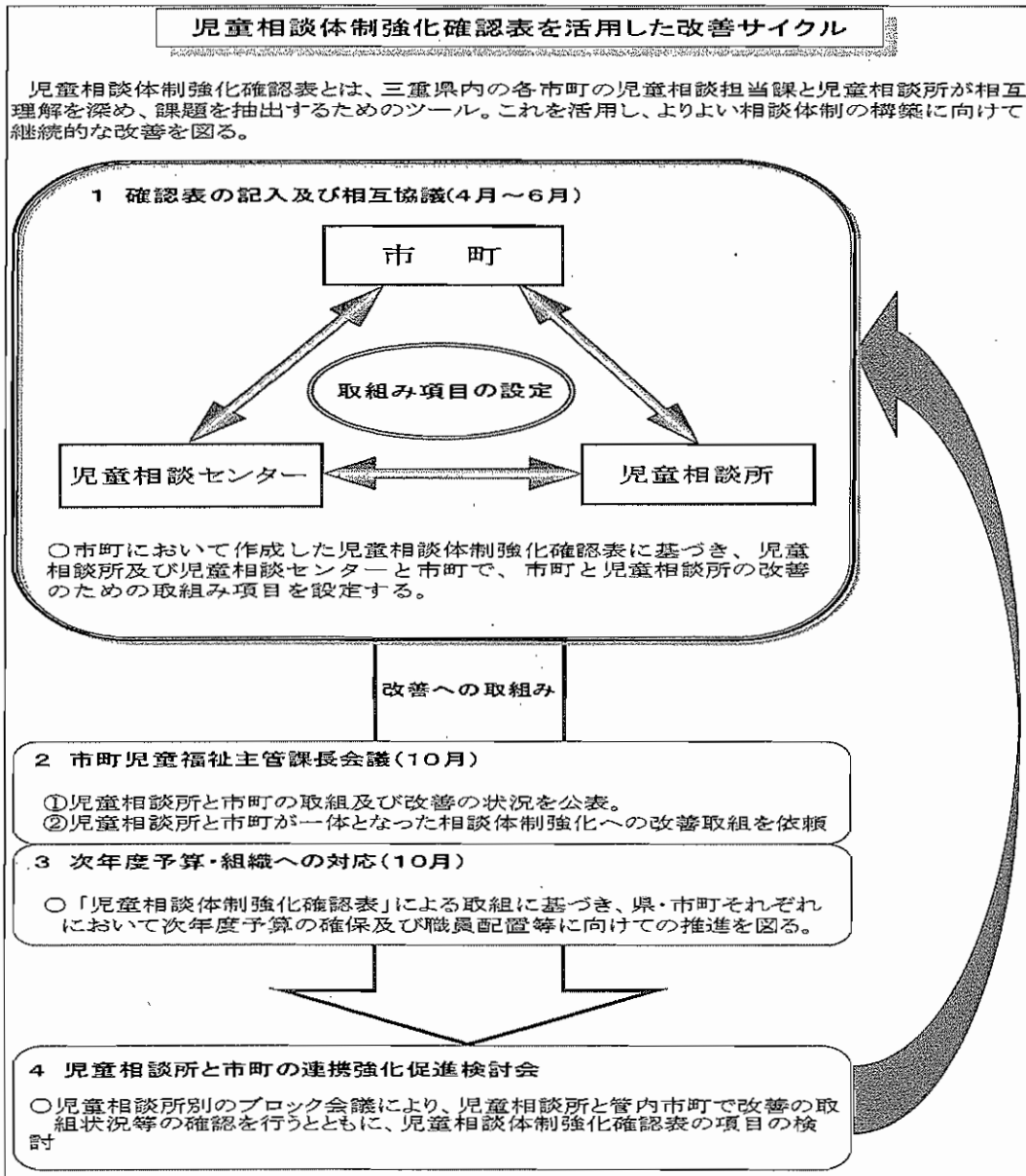
改革案を推進していくために、具体的には次の3つの改革推進策に取り組む。

(1) 児童相談所と市町の連携を強化促進するしくみづくり

児童相談所と市町の継続的なコミュニケーションと相互理解を促進するツールとして本事業で開発した児童相談体制強化確認表（※）を活用し、児童相談所と市町との定期的協議を図りながら、県と市町が相互に体制強化と連携強化に向けた取組を進める。

（※）児童相談体制強化確認表とは、本調査により把握した児童相談所及び市町の児童相談体制の現状と課題を抽出したもので、今後児童相談所と市町が定期的に協議して、児童相談体制の強化に向けた取組や連携の状況を振り返り、今後の課題について相互認識するためのチェックシートのことをいう。児童相談体制強化確認表の具体的内容については、図表I-4-3参照。

図表 I-4-2 児童相談体制強化確認表の活用の流れ



図表 I — 4 — 3

児童相談体制強化確認表

平成23年度 ●●市

【主要指標】

| | | |
|--|------------|---|
| a. 主たる児童相談窓口の担当職員数(H23.4.1) うち、正規・専任職員数 | 6 2 | 人 |
| b. 人口1000人あたり児童相談窓口担当職員数 | 0.09 | 人 |
| c. 児童相談受付件数(H22年度1年間) うち、養護相談件数 | 326 123 | 件 |
| うち、児童虐待相談件数 | 80 | 件 |
| d. 児童人口100人あたり児童虐待相談件数 | 0.4 | 件 |
| e. 進行管理中ケース数 | 120 | 件 |
| f. 要保護児童対策地域協議会の開催回数(H22年度1年間) | 1 | 回 |
| 代表者会議 | 5 | 回 |
| 実務者会議 | 25 | 回 |
| 個別ケース検討会議 | | |

(参考: 県平均)

0.08 人

0.35 件

【状況チェック】 ○: ほぼできている、△: 課題はあるが取り組んでいる、×: あまりできていない、-: 無回答、該当なし、不明等

【総括診断】 A: よく取り組まれている、B: 課題はあるが取り組まれている、C: 改善が必要

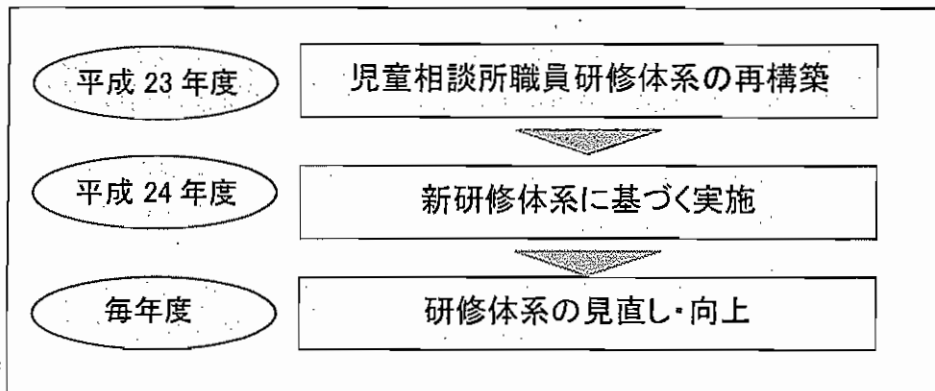
| 項目 | 対応状況 | 総括診断 | | | 診断の目安 | コメント (取り組み・課題等) |
|---------------------------|---|------|---|---|-------------------------------------|---|
| | | A | B | C | | |
| 1) 相談のモニタリングの強化 | | | | | | |
| 【状況チェック】 | | | | | | |
| 1-1 | 相談の各ケースについて、責任を持って担当する職員を決めている | ○ | | | A: ○が4個以上 B: ○が2~3個 C: ○が2個未満 | ・ケースは基本は複数担当制をとる。OJTやノウハウ共有も意識して取り組み。 ・業務多忙で外部研修に参加しづらい。 |
| 1-2 | 相談が担当者に任せきりにならないようにしている | △ | | | | |
| 1-3 | 職員が外部の研修に定期的に参加している(職員1人が少なくとも年間に1回以上は参加している) | △ | ● | | | |
| 1-4 | 新人や新たに相談担当になった職員に対して相談対応の基本を教えている | ○ | | | | |
| 1-5 | 相談援助のあり方について第三者の立場から専門的に助言指導できるスーパーバイザーを確保している | × | | | | |
| 2) 相談の記録管理 | | | | | | |
| 【状況チェック】 | | | | | | |
| 2-1 | 児童虐待の種類別件数を統計資料として毎月把握している | × | | | A: ○が4個以上 B: ○が2~3個 C: ○が2個未満 | ・ケース数が増加しており、情報システムの導入が課題。 |
| 2-2 | 相談の受付や対応に関する情報が互いに閲覧できる形で情報管理している(台帳管理、索引簿の作成) | ○ | | | | |
| 2-3 | ケースの進行管理台帳を活用している | ○ | ● | | | |
| 2-4 | 台帳への記載や電子システムへの入力は1ヶ月以内にできている | △ | | | | |
| 2-5 | 規定等を整理して事務所内で閲覧しやすいようにしている | ○ | | | | |
| 3) 関係機関の活動促進への取り組み | | | | | | |
| 【状況チェック】 | | | | | | |
| 3-1 | 住民に対して児童相談窓口をわかりやすく知らせるパンフレット、ポスター等を作成・配布している | ○ | | | A: ○が4個以上 B: ○が2~3個 C: ○が2個未満 | ・要対協主催で地域の関係機関職員向けの研修会を実施している。 |
| 3-2 | 関係機関に児童相談窓口を周知している | ○ | | | | |
| 3-3 | 関係機関に対する児童虐待の予防・早期発見に関する啓発研修を実施している | △ | ● | | | |
| 3-4 | 養育支援訪問事業を実施している | ○ | | | | |
| 3-5 | ショートステイ事業を実施している | ○ | | | | |
| 4) ケースマネジメントの強化 | | | | | | |
| 【状況チェック】 | | | | | | |
| 4-1 | 児童虐待のハイリスク要因について職員が理解を共有している | △ | | | A: ○が5個以上 B: ○が3~4個 C: ○が3個未満 | ・虐待ケースは必ず初動から児童相談所と一緒に調査する。 ・外国籍児童への接触に際しての言語の問題がある。 |
| 4-2 | 虐待通告を受けた場合、通告受付票を必ず作成している | ○ | | | | |
| 4-3 | アセスメント・援助方針の決定にあたっては、複数の職員や関係機関による多面的なチェック・検討を行っている | × | ● | | | |
| 4-4 | 児童虐待等の通告に関しては、きょうだいのアセスメントも必ず併せて行っている | ○ | | | | |
| 4-5 | アセスメントシートを活用して援助方針を決定している | × | | | | |
| 5) ケースマネジメントの強化(2) | | | | | | |
| 【状況チェック】 | | | | | | |
| 5-1 | 援助方針の決定時に、ケースの援助と進行管理を主に担当する主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)を決定している | △ | | | A: ○が5個以上 B: ○が3~4個 C: ○が3個未満 | ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議で全ケースを報告し、モニタリングを行っている。最終の判断もここで行う。 |
| 5-2 | 必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会実務者会議で取り上げ、複数の機関が情報を共有し、適切な連携の下で対応している | ○ | | | | |
| 5-3 | 進行管理が必要なケースは、定期的にケース検討会議を開催して状況変化に対応した援助を行っている | ○ | ● | | | |
| 5-4 | モニタリングを必ず実施している | △ | | | | |
| 5-5 | 子どもが施設から退所したケースについて、児童相談所と連携を図りながら、退所後のアフターケアを相談や定期的な訪問により行っている | ○ | | | | |
| 5-6 | ケースの最終に関する判断の基準と手続きを定めている | ○ | | | | |

| 【状況チェック】 | | A | B | C | |
|---|--|---|---|---|---|
| 6-1 | 立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等が必要と考えられるケースについては、課長相当職等と協議し、児童相談所に直ちに連絡している | ○ | | | A: ○が5個以上 B: ○が3~4個 C: ○が3個未満 ・虐待ケースは初動段階から児童相談所に情報提供し、役割分担して動いている。 ・児童相談所と年3回のケース進行管理会議でモニタリングを実施。 |
| 6-2 | 市町から児童相談所への情報提供に際して、認識の違いが問題になることはない | △ | | | |
| 6-3 | 児童相談所は参加を要請したケース検討会議等には出席している | ○ | ● | | |
| 6-4 | 個別ケース検討会議では、児童相談所がケースへの対応等を適切に助言・指導している | ○ | | | |
| 6-5 | 児童相談所への一時保護要請は受入れられている | △ | | | |
| 6-6 | 文書での送致・通知を実施している | △ | | | |
| 6-7 | ケース進行管理会議を開催している | ○ | | | |
| 【状況チェック】 | | A | B | C | |
| 7-1 | 構成員に対して、守秘義務について周知徹底している | △ | | | A: ○が5個以上 B: ○が3~4個 C: ○が3個未満 ・全体会議が形骸化していることが課題。 ・実務者会議でケースの進行管理を行っている。 |
| 7-2 | ケースへの支援にあたって必要な場合に、関係機関等に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めている | ○ | | | |
| 7-3 | 実務者会議でのケース進行管理はきちんとしてできている | ○ | ● | | |
| 7-4 | 個別ケース検討会議は適宜・適切な時に開催されている | ○ | | | |
| 7-5 | 協議会における検討にあたって、第三者の立場から専門的に助言指導できるスーパーバイザーを確保している | × | | | |
| 7-6 | ケースの終結にあたっては、要保護児童対策地域協議会等において検討し、関係機関の合意のもとで終結している | × | | | |
| 【状況チェック】 | | A | B | C | |
| 8-1 | 関係機関等で意識の共有を図るためのマニュアルやガイドラインの作成、関係機関への研修等に取り組んでいる | × | | | A: ○が4個以上 B: ○が2~3個 C: ○が2個未満 ・幼稚園、保育所、小学校、中学校から書面で年3回要支援児童の状況について報告を受けている。 |
| 8-2 | 学校等に対して、定期的な連絡を依頼している | ○ | | | |
| 8-3 | 児童虐待の通告を流る機関はない | △ | ● | | |
| 8-4 | 児童相談への対応にあたって援助の依頼が可能な機関や人材を把握し、リスト等を作成して職員間で共有している | △ | | | |
| 8-5 | 虐待対応における警察など関係機関との連携にあたっての取り決めや注意点などについて職員が共通に認識できるように説明の機会を持っている(文書化、内部研修等) | ○ | | | |
| 【状況チェック】 | | A | B | C | |
| 9-1 | 教育委員会との連携ができている | ○ | | | A: ○が8個以上 B: ○が5~7個 C: ○が5個未満 ・相談室職員に保健師がおり、また教育委員会との人事交流を行っており、教育部門や保健部門と連携しやすい。 |
| 9-2 | 小中学校との連携ができている | ○ | | | |
| 9-3 | 幼稚園との連携ができている | ○ | | | |
| 9-4 | 障がい部局との連携ができている | ○ | | | |
| 9-5 | 生活保護部局・福祉事務所との連携ができている | ○ | ● | | |
| 9-6 | 男女共同参画部局との連携ができている | △ | | | |
| 9-7 | 保健部局・保健センターとの連携ができている | ○ | | | |
| 9-8 | 医療機関との連携ができている | × | | | |
| 9-9 | 警察との連携ができている | △ | | | |
| 9-10 | 民生委員児童委員との連携ができている | ○ | | | |
| 9-11 | 弁護士会・弁護士との連携ができている | × | | | |
| 【良い点】 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・室のメンバーに保健師や教員がおり、各専門性を活かしながら相談対応ができると共に、教育部門や保健部門とも連携がスムーズである。 ・複数担当制により組織的な対応を図ると共に、OJTも意識してノウハウの共有や職員のスキルアップを図っている。 ・児童相談所との連携が密である。児童相談対応で市としての役割を果たすことについて意識が強く、初動や安全確認で積極的に対応している。 ・要保護児童対策地域協議会でケースの進行管理や関係機関職員向けの研修を行っている。 | | | | | |
| 【問題点・課題】 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談件数は児童人口100人当たりで見ると少なく、児童虐待ケースの掘り起こしが十分ではない可能性もある。 ・非常勤の心理士はいるが、発達検査で手一杯であり虐待対応まで手が回っていない。心理の専門性が必要な場面では、児童相談所の児童心理司に頼っている。 ・職員の異動がある中で、経験のあるリーダー的な職員が異動する際のノウハウの伝承が課題である。 | | | | | |
| 【今後の改革案】 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談件数の多さに比較すると職員体制が厳しいため、職員体制のさらなる強化が必要ではないか。 ・相談担当職員数が多く、職員の異動もあるため、判断基準の標準化やノウハウの文書化等が今後の課題ではないか。 ・市として児童虐待ケースの早期発見やアセスメントの部分にも対応できる心理職の確保が必要ではないか。 | | | | | |
| 【市町からのコメント】 | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所には、市のケースワークへの専門的な指導助言、立入調査や一時保護等の介入型支援の場面での対応の強化を願いたい。 | | | | | |

(2) 実践的研修体系の再構築

介入型支援・法的対応等のスキルアップも含め、児童相談所職員の計画的・体系的な育成を推進するため、児童相談所職員の実践的な研修体系を再構築し、取組をすすめる。

図表 I - 4 - 4 研修体系再構築に向けた取組



(3) 組織体制・他機関連携の強化

児童相談所における組織体制の強化及び関係機関との連携の強化に向けた改革の具体的推進策として、次の取組を進める。

図表 I - 4 - 5 組織体制・他機関連携の強化に向けた改革の具体的推進策

- ア 福祉技術専門員の育成体系の見直し
平成 23 年度 育成方針の考え方の提示
平成 24 年度～ 新たな体系のもとでの育成開始
- イ 福祉技術専門員・その他の専門職の充実
児童虐待相談の増加や複雑化に対応していくためには、福祉技術専門員等の専門職の充実を検討する。
- ウ 警察等との合同実践研修の実施
警察や教育等関係機関との合同実践研修を実施することにより、日頃の連携と役割分担について検討を行い連携強化を図る。
- エ 市町児童相談担当職員との合同研修等
初任者研修、現任者研修に市町児童相談担当職員の参加を勧奨し、合同で研修をすることにより日頃の連携体制を検討するとともに児童相談所の受理・援助方針会議に市町児童相談職員の参加を受入れることで、児童虐待相談の情報共有と共通認識を図る。

Ⅱ. 調査分析結果編

第1 三重県における児童相談と対応の状況

1 児童相談をめぐる状況

(1) 児童相談全体の受付件数

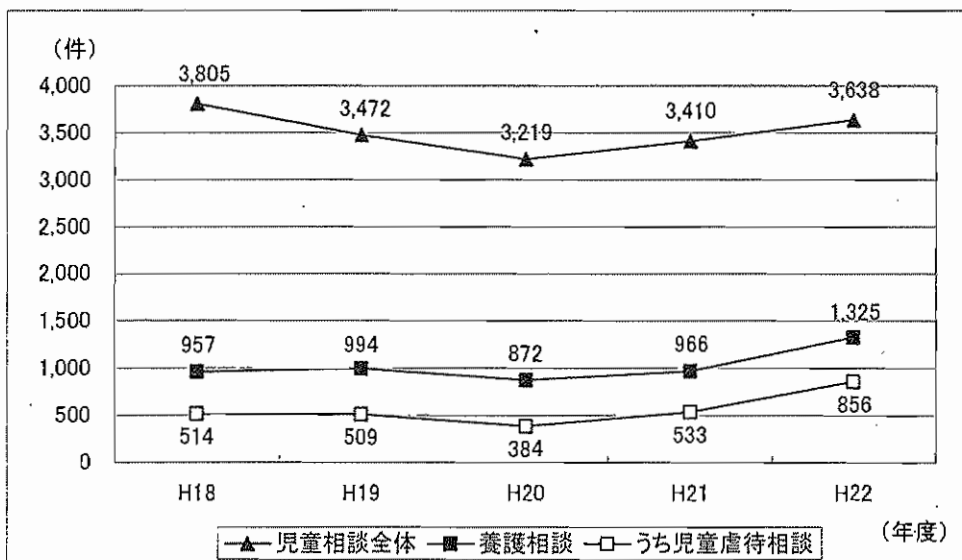
児童相談全体の受付件数は、平成18年度3,805件であったのが、平成20年度にかけて減少した後ゆるやかに上昇し、平成22年度には3,638件となっている（図表Ⅱ-1-1）。

また、児童相談全体のうち、養護相談件数は平成22年度に1,325件と平成20年度比453件増である。さらに、そのうち児童虐待相談件数が平成22年度に856件と同比472件増であり、倍増している。

以上を踏まえると、児童相談全体に占める、養護相談の割合、特に児童虐待相談の割合が増加傾向にあるといえる。

ここで、児童相談所の圏域別に相談種別別受付件数を比較する（図表Ⅱ-1-2）。いずれの圏域でも「障がい相談」の占める割合が多い。このほか、他の圏域と比較して、「養護相談」の割合が北勢・伊賀で高く（それぞれ40.7%、41.9%）、「育成相談」の割合が伊賀・紀州で高い（それぞれ13.5%、16.9%）。また、中勢は、児童相談全体に占める「児童虐待相談」の割合が20.2%と低く、「非行相談」が8.5%と高い。

図表Ⅱ-1-1 児童相談所における虐待相談受付件数



図表Ⅱ－１－２ 児童相談所における圏域別相談種類別受付件数（平成22年度）

| | 県全体 | 圏域別 | | | | |
|----------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 紀州 |
| 養護相談 | 1,325 (36.4%) | 656 (40.7%) | 286 (31.1%) | 118 (29.5%) | 187 (41.9%) | 78 (30.0%) |
| うち児童虐待相談 | 856 (23.5%) | 399 (24.8%) | 186 (20.2%) | 89 (22.3%) | 119 (26.7%) | 63 (24.2%) |
| 保健相談 | 7 (0.2%) | 1 (0.1%) | 6 (0.7%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| 障がい相談 | 1,895 (52.1%) | 812 (50.4%) | 507 (55.1%) | 257 (64.3%) | 185 (41.5%) | 134 (51.5%) |
| 非行相談 | 175 (4.8%) | 69 (4.3%) | 78 (8.5%) | 12 (3.0%) | 12 (2.7%) | 4 (1.5%) |
| 育成相談 | 217 (6.0%) | 62 (3.8%) | 38 (4.1%) | 13 (3.3%) | 60 (13.5%) | 44 (16.9%) |
| その他の相談 | 19 (0.5%) | 12 (0.7%) | 5 (0.5%) | 0 (0.0%) | 2 (0.4%) | 0 (0.0%) |
| 児童相談全体 | 3,638 (100.0%) | 1,612 (100.0%) | 920 (100.0%) | 400 (100.0%) | 446 (100.0%) | 260 (100.0%) |

（参考：障がい相談を除いた場合）

| | 県全体 | 圏域別 | | | | |
|---------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 紀州 |
| 養護相談 | 1,325 (76.0%) | 656 (82.0%) | 286 (69.2%) | 118 (82.5%) | 187 (71.6%) | 78 (61.9%) |
| うち児童虐待相談 | 856 (49.1%) | 399 (49.9%) | 186 (45.0%) | 89 (62.2%) | 119 (45.6%) | 63 (50.0%) |
| 保健相談 | 7 (0.4%) | 1 (0.1%) | 6 (1.5%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| 非行相談 | 175 (10.0%) | 69 (8.6%) | 78 (18.9%) | 12 (8.4%) | 12 (4.6%) | 4 (3.2%) |
| 育成相談 | 217 (12.4%) | 62 (7.8%) | 38 (9.2%) | 13 (9.1%) | 60 (23.0%) | 44 (34.9%) |
| その他の相談 | 19 (1.1%) | 12 (1.5%) | 5 (1.2%) | 0 (0.0%) | 2 (0.8%) | 0 (0.0%) |
| 児童相談全体 (障がい相談除く) | 1,743 (100.0%) | 800 (100.0%) | 413 (100.0%) | 143 (100.0%) | 261 (100.0%) | 126 (100.0%) |

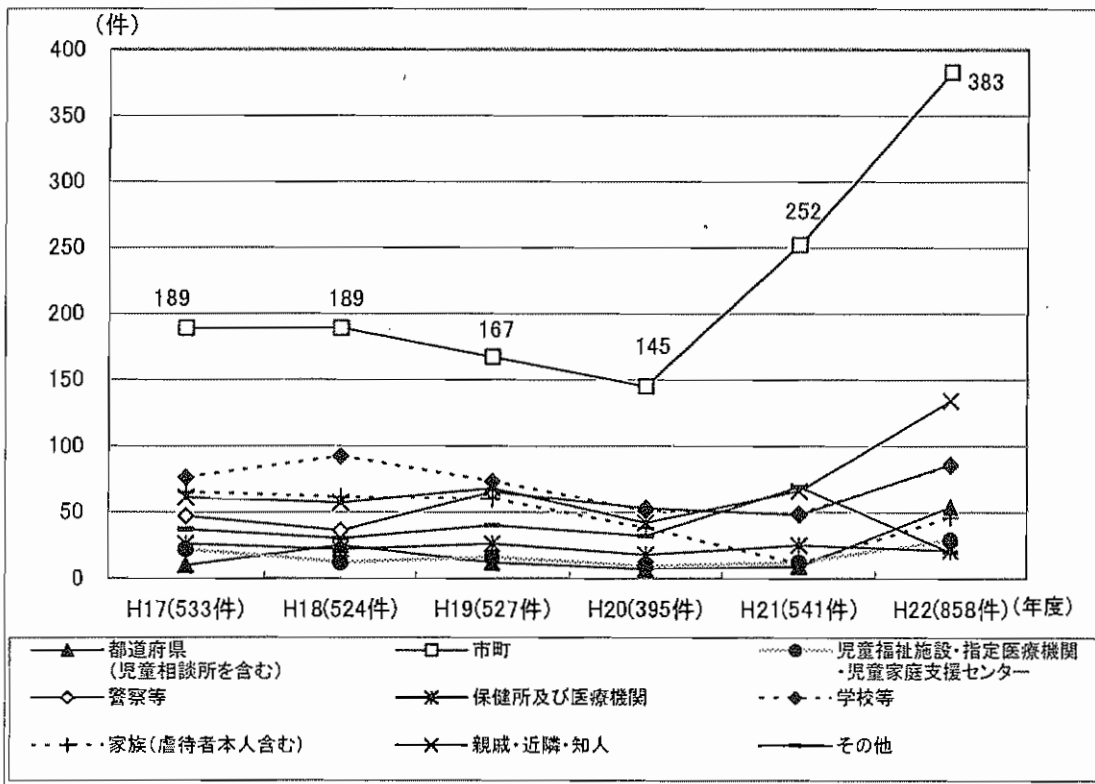
(2) 虐待相談対応の経路別件数および構成割合

虐待相談対応の経路別件数は、いずれの年度においても、「市町」からの相談件数が多く、特に平成21・22年度の相談件数の増加が著しい。（図表Ⅱ-1-3）。

どの児童相談所の圏域の「市町」からの相談件数が増加しているかをみると、北勢圏域以外では大幅な増減が見られないなかで、北勢圏域の市町からの相談件数が急増していることがわかる（図表Ⅱ-1-4）。

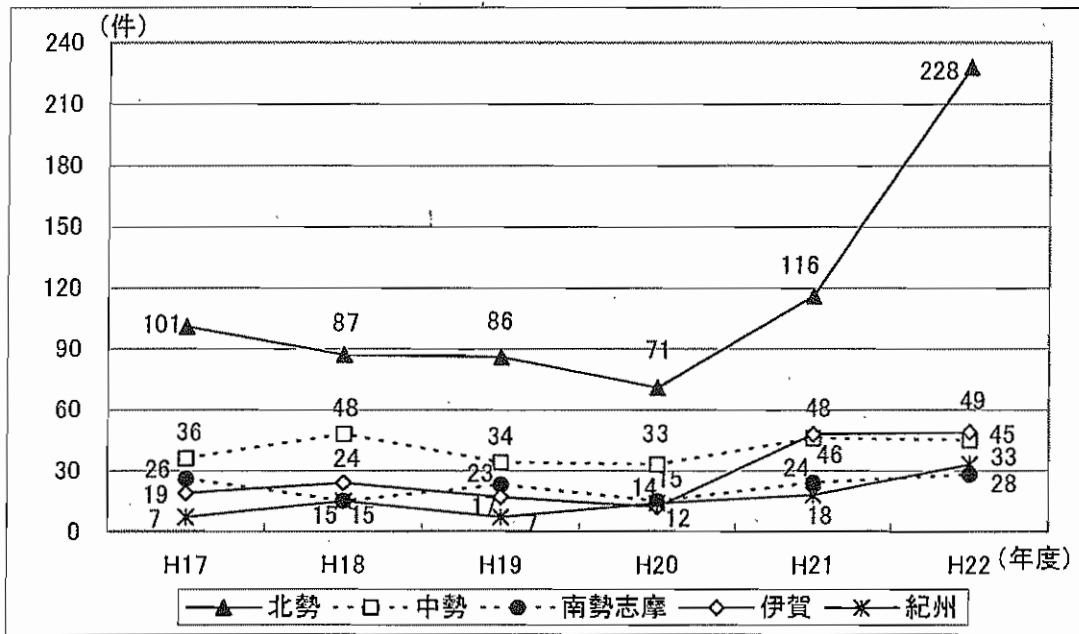
また、経路別の構成割合を平成17年度と平成22年度で比較すると、「市町」からの虐待相談対応件数の構成割合が35.5%から44.6%まで増加している。このほか、「家族（虐待者本人含む）」や「学校等」などからの相談対応件数が減少している一方で、「親戚・近隣・知人」からの通告の割合が増加している（図表Ⅱ-1-5）。

図表Ⅱ-1-3 児童相談所における虐待相談対応の経路別件数

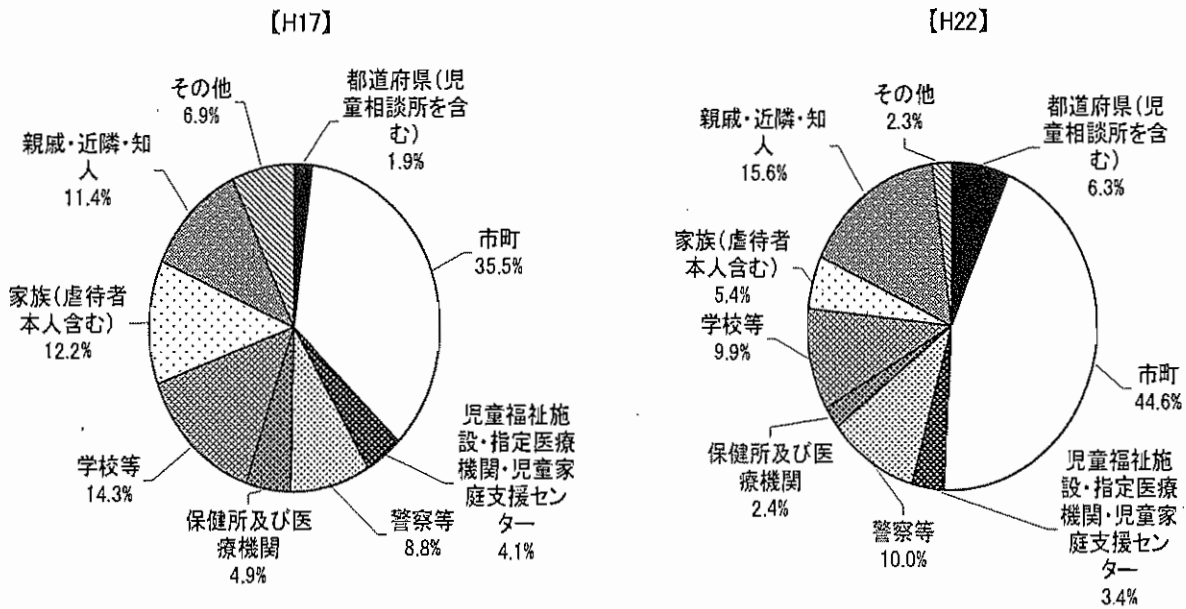


(注) カッコ内件数は年度の虐待相談対応の総件数

図表Ⅱ－１－４ 児童相談所における圏域別市町からの虐待相談対応件数(再掲)



図表Ⅱ－１－５ 児童相談所における虐待相談対応の経路構成割合

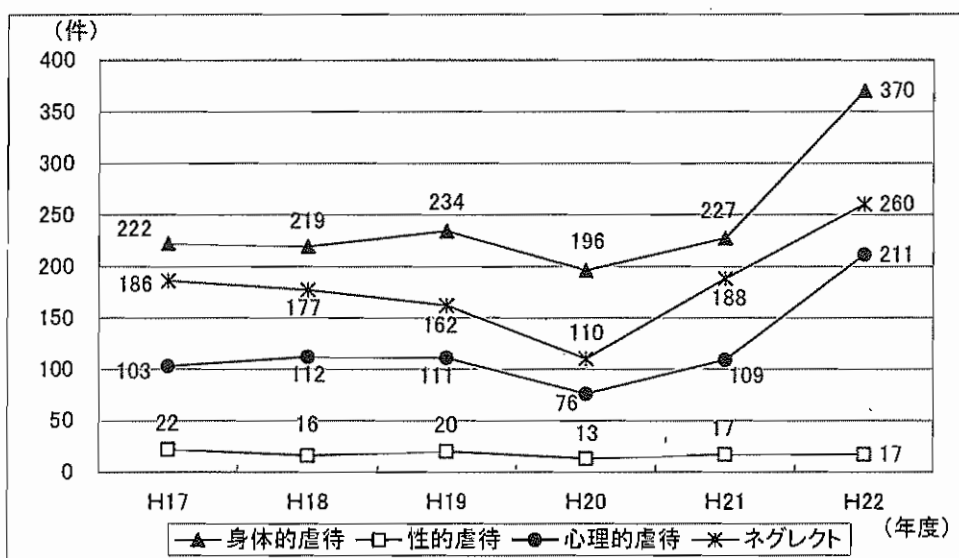


(3) 虐待種類別対応件数

平成17年度から平成22年度までの虐待種類別対応件数の推移をみると、「心理的虐待」が103件から211件と倍増しているほか、「身体的虐待」が約1.6倍（222件→370件）、「ネグレクト」が約1.4倍（186件→260件）と、「性的虐待」以外の3種別で増加している（図表Ⅱ-1-6）。

さらに、児童相談所の圏域別に特徴を比較すると、北勢および中勢は「身体的虐待」の割合が相対的に高く、南勢志摩および伊賀は「身体的虐待」、「心理的虐待」、「ネグレクト」が約3割ずつにばらついている。また、紀州は「心理的虐待」の割合が高い傾向がみられる（図表Ⅱ-1-7）。

図表Ⅱ-1-6 児童相談所における虐待種類別対応件数



図表Ⅱ-1-7 児童相談所における圏域別虐待種類別対応件数（平成22年度）

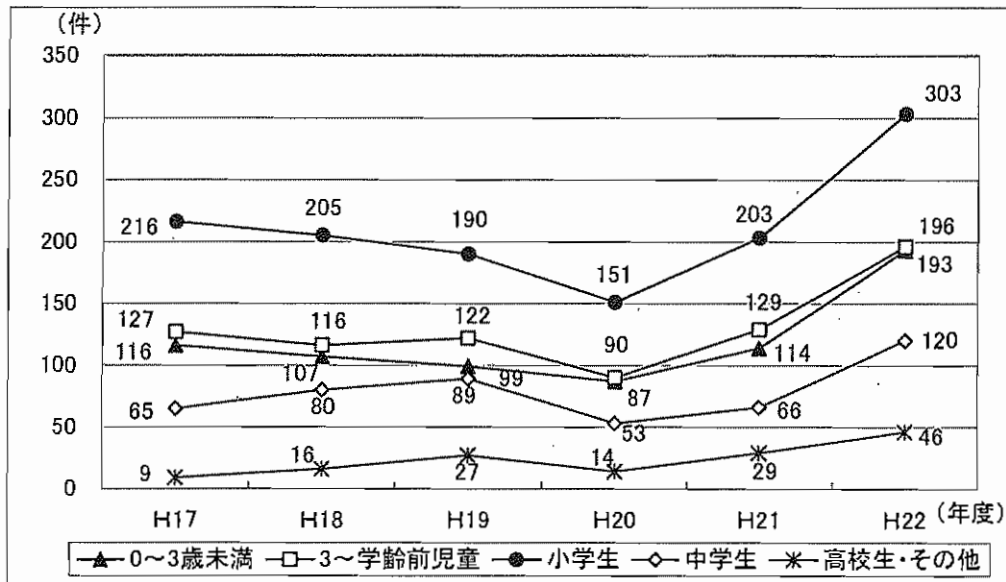
| | 県全体 | 圏域別 | | | | |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| | | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 紀州 |
| 身体的虐待 | 370 (43.1%) | 200 (50.1%) | 84 (43.5%) | 26 (29.2%) | 44 (38.6%) | 16 (25.4%) |
| 性的虐待 | 17 (2.0%) | 11 (2.8%) | 3 (1.6%) | 2 (2.2%) | 1 (0.9%) | 0 (0.0%) |
| 心理的虐待 | 211 (24.6%) | 74 (18.5%) | 44 (22.8%) | 34 (38.2%) | 30 (26.3%) | 29 (46.0%) |
| ネグレクト | 260 (30.3%) | 114 (28.6%) | 62 (32.1%) | 27 (30.3%) | 39 (34.2%) | 18 (28.6%) |
| 合計 | 858 (100.0%) | 399 (100.0%) | 193 (100.0%) | 89 (100.0%) | 114 (100.0%) | 63 (100.0%) |

(4) 被虐待児の年齢別対応件数

平成 17 年度から平成 22 年度までの被虐待児の年齢の推移をみると、「小学生」が最も多く、次いで「3 歳～学齢前児童」、「0～3 歳未満」となっている（図表Ⅱ-1-8）。

さらに、児童相談所の圏域別に特徴を比較すると、南勢志摩で特に「小学生」の割合が高く（47.2%）、紀州では相対的に「中学生」の割合が高い（23.8%）（図表Ⅱ-1-9）。

図表Ⅱ-1-8 児童相談所における被虐待児の年齢別対応件数



図表Ⅱ-1-9 児童相談所における圏域別被虐待児の年齢別対応件数(平成 22 年度)

| | 県全体 | 圏域別 | | | | |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| | | 北勢 | 中勢 | 南勢志摩 | 伊賀 | 紀州 |
| 0 歳～ 3 歳未満 | 193 (22.5%) | 97 (24.3%) | 41 (21.2%) | 14 (15.7%) | 27 (23.7%) | 14 (22.2%) |
| 3 歳～学齢 前児童 | 196 (22.8%) | 97 (24.3%) | 45 (23.3%) | 16 (18.0%) | 25 (21.9%) | 13 (20.6%) |
| 小学生 | 303 (35.3%) | 135 (33.8%) | 68 (35.2%) | 42 (47.2%) | 39 (34.2%) | 19 (30.2%) |
| 中学生 | 120 (14.0%) | 53 (13.3%) | 24 (12.4%) | 12 (13.5%) | 16 (14.0%) | 15 (23.8%) |
| 高校生 ・その他 | 46 (5.4%) | 17 (4.3%) | 15 (7.8%) | 5 (5.6%) | 7 (6.1%) | 2 (3.2%) |
| 合計 | 858 (100.0%) | 399 (100.0%) | 193 (100.0%) | 89 (100.0%) | 114 (100.0%) | 63 (100.0%) |

2 児童相談所の対応状況

(1) 児童相談所の職員体制

ア 児童相談所の職員の配置状況

平成 23 年度における各児童相談所の相談及び心理担当職員等の配置状況は以下のとおりである（図表Ⅱ-1-10）。

図表Ⅱ-1-10 平成 23 年度の各児童相談所における相談・心理担当職員等の配置状況

| | 課 | 課長 | 担当 |
|------|---------|----------|--------------------------------|
| 北勢児相 | 一課 | 課長1人 | 相談担当3人(正規職員3人) |
| | 二課 | 課長1人 | 相談担当7人(正規職員6、非正規職員1(虐待対応協力員1)) |
| | 三課 | 課長1人 | 相談担当6人(正規職員5、非正規職員1(虐待対応協力員1)) |
| | 四課 | 課長1人(心理) | 心理担当7人(正規職員5、非正規職員2)、保健師1人 |
| 中勢児相 | 一課 | 課長1人 | 相談担当5人(正規職員4、非正規職員1(虐待対応協力員1)) |
| | 二課 | 課長1人 | 相談担当5人(正規職員4、非正規職員1(虐待対応協力員1)) |
| | 三課 | 課長1人(心理) | 心理担当6人(正規職員4、非正規職員2)、保健師1人 |
| 南志児相 | 家庭児童支援課 | 課長1人(心理) | 相談担当6人(正規職員5、非正規職員1)、心理担当2人 |
| 伊賀児相 | 家庭児童支援課 | 課長1人 | 相談担当5人(正規職員4、非正規職員1)、心理担当2人 |
| 紀州児相 | 家庭児童支援課 | 課長1人(心理) | 相談担当4人(正規職員2、非正規職員2)、心理担当1人 |

イ 相談担当の職員体制

相談担当の児童相談所別職員体制と業務の負担状況をまとめた（図表Ⅱ-1-11）。

相談担当数は、四日市市他3町を管轄する北勢児相二課が7人と最も多く、紀州児相が3人と少ない。

相談担当に占める児童福祉司は、中勢児相二課に多く、児童相談業務の平均経験年数も長い。

相談担当1人あたりの平均担当ケース数は、中勢児相一課が92.4件、北勢児相三課が84.8件と特に多いが、最も少ない南志児相でも51.0件となっている。

図表Ⅱ-1-11 児童相談所別職員体制と業務量（相談担当、平成23年度）

| | | 相談担当 数(※課長 含む) | うち児童福 祉司 | 相談担当とし ての平均経験 年数 | 相談担当 1人あたり平均 担当ケース数 |
|------|---------|----------------------|-------------|------------------------|---------------------------|
| 北勢児相 | 一課 | 4人 | 3人 | 2.0年 | 65.5件 |
| | 二課 | 7人 | 3人 | 1.6年 | 52.1件 |
| | 三課 | 6人 | 3人 | 2.0年 | 84.8件 |
| 中勢児相 | 一課 | 5人 | 4人 | 4.0年 | 92.4件 |
| | 二課 | 5人 | 5人 | 4.2年 | 58.8件 |
| 南志児相 | 家庭児童支援課 | 6人 | 3人 | 2.3年 | 51.0件 |
| 伊賀児相 | 家庭児童支援課 | 5人 | 2人 | 1.6年 | 76.6件 |
| 紀州児相 | 家庭児童支援課 | 3人 | 1人 | 6.7年 | 61.3件 |

(注) 所長及び虐待対応協力員は除く。

ウ 心理担当の職員体制

心理担当の職員体制をみると、心理担当の独立した課を設置している北勢児相と中勢児相は、それぞれ6人、5人と多いが、他は2人あるいは1人の体制となっている（図表Ⅱ-1-12）。

心理担当としての平均経験年数はすべて4年以上であり、相談担当と比較して長いという傾向がみられる。

心理担当1人あたりの平均担当ケース数は、最も多い伊賀児相で135.5件であるほか、他の児童相談所においても約50～110件程度となっている。

図表Ⅱ-1-12 児童相談所別職員体制と業務量（心理担当、平成23年度）

| | | 児童心理司 (※北勢と中勢は 課長含む) | 心理担当として の平均経験年数 | 児童心理司 1人あたりの平均 担当ケース数 |
|------|---------|----------------------------|--------------------|-----------------------------|
| 北勢児相 | 四課 | 6人 | 11.8年 | 88.7件 |
| 中勢児相 | 三課 | 5人 | 6.0年 | 54.1件 |
| 南志児相 | 家庭児童支援課 | 2人 | 5.0年 | 62.0件 |
| 伊賀児相 | 家庭児童支援課 | 2人 | 6.0年 | 135.5件 |
| 紀州児相 | 家庭児童支援課 | 1人 | 4.0年 | 114.0件 |

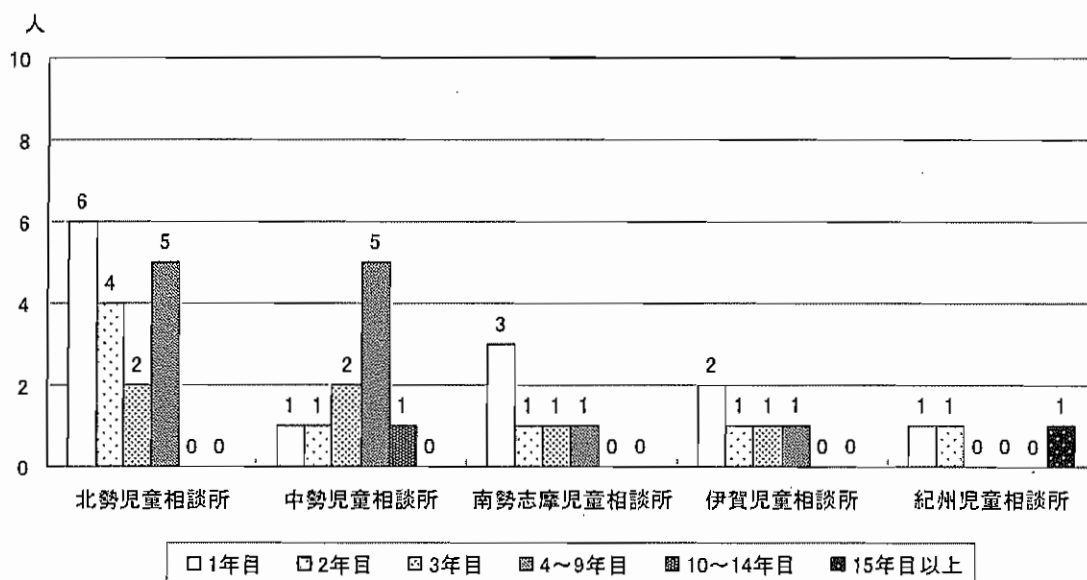
(注) 非正規職員は除く。

(2) 児童相談所職員の経験年数の分布

ア 相談担当の経験年数の分布

相談担当の経験年数を、児童相談所別に比較したところ、北勢児相は他と比較して、経験年数が2年目以下の職員が多数を占めており、経験10年目以上の職員がいない（図表Ⅱ-1-13）。中勢児相は、比較的経験の長い職員の割合が高い。

図表Ⅱ-1-13 児童相談所別経験年数の分布（相談担当）

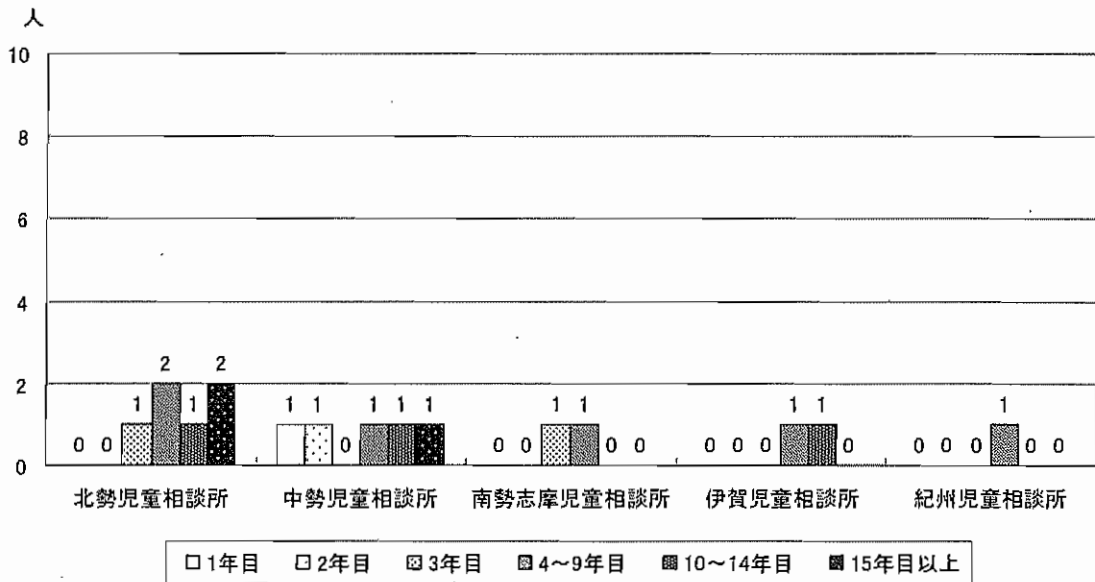


- (注) 1. 相談担当課の課長を含む。
2. 虐待対応協力員は除く。

イ 心理担当の経験年数の分布

心理担当の経験年数の分布をみると、相談担当と比べると全体的に経験年数が長い職員が多い。所の規模が大きい北勢児相と中勢児相では、経験年数のばらつきもみられており職員構造が重層的になっている（図表Ⅱ-1-14）。

図表Ⅱ-1-14 児童相談所別経験年数の分布（心理担当）



(3) 児童相談所における市町別虐待対応件数

児童相談所の担当別に、平成 22 年度の市町別虐待対応件数を比較したところ、件数ベースでは、北勢児相三課 226 件のほか、北勢児相二課、中勢児相一課、伊賀児相でも 100 件を超えている（図表Ⅱ-1-15）。

市町別に児童人口 100 人あたりの児童虐待対応件数をみると、紀州児相管轄では、尾鷲市 0.9 件、紀宝町 0.77 件、御浜町 0.64 件など他市町と比較して割合が高い地域が多く、紀州児相圏域内平均で 0.54 件と他の児相管轄と比較して児童虐待対応件数の比率が高い。このほか、北勢児相圏域の鈴鹿市 0.59 件、南志児相管轄の南伊勢町 0.79 件などが、相対的に多い。

図表Ⅱ-1-15 児童相談所における市町別虐待対応件数（平成22年度）

| | 市 町 | 件 数 | 児童人口 100 人 あたり件数 | 人口(H21.10.1) | |
|--------|--------|-------|---------------------|--------------|---------|
| | | | | 人口(H21.10.1) | うち児童人口 |
| 北勢児相 | 桑名市 | 31件 | 0.12件 | 141,110人 | 25,142人 |
| | いなべ市 | 5件 | 0.06件 | 46,716人 | 8,190人 |
| | 東員町 | 5件 | 0.13件 | 25,505人 | 3,888人 |
| | 木曽岬町 | 1件 | 0.1件 | 6,742人 | 1,030人 |
| | 一課小計 | 42件 | 0.11件 | 220,073人 | 38,250人 |
| | 四日市市 | 112件 | 0.21件 | 307,456人 | 53,589人 |
| | 菟野町 | 5件 | 0.07件 | 40,097人 | 7,350人 |
| | 川越町 | 5件 | 0.18件 | 13,858人 | 2,816人 |
| | 朝日町 | 2件 | 0.1件 | 9,329人 | 2,060人 |
| | 二課小計 | 124件 | 0.19件 | 370,740人 | 65,815人 |
| | 鈴鹿市 | 218件 | 0.59件 | 198,052人 | 37,076人 |
| | 亀山市 | 8件 | 0.1件 | 50,779人 | 8,401人 |
| | 三課小計 | 226件 | 0.5件 | 248,831人 | 45,477人 |
| | 管外 | 7件 | | | |
| 北勢児相合計 | 399件 | 0.27件 | 839,644人 | 149,542人 | |
| 中勢児相 | 津市 | 133件 | 0.28件 | 287,352人 | 46,843人 |
| | 一課小計 | 133件 | 0.28件 | 287,352人 | 46,843人 |
| | 松阪市 | 41件 | 0.15件 | 169,313人 | 27,789人 |
| | 多気町 | 4件 | 0.17件 | 15,511人 | 2,379人 |
| | 明和町 | 12件 | 0.31件 | 22,793人 | 3,928人 |
| | 大台町 | 0件 | 0件 | 10,575人 | 1,488人 |
| | 二課小計 | 57件 | 0.16件 | 218,192人 | 35,584人 |
| | 管外 | 3件 | | | |
| | 中勢児相合計 | 193件 | 0.23件 | 505,544人 | 82,427人 |
| 南志児相 | 伊勢市 | 42件 | 0.2件 | 132,226人 | 21,366人 |
| | 鳥羽市 | 7件 | 0.22件 | 21,563人 | 3,255人 |
| | 志摩市 | 15件 | 0.19件 | 55,399人 | 8,096人 |
| | 玉城町 | 3件 | 0.1件 | 15,228人 | 2,921人 |
| | 度会町 | 4件 | 0.28件 | 8,775人 | 1,445人 |
| | 南伊勢町 | 14件 | 0.79件 | 15,205人 | 1,783人 |
| | 大紀町 | 0件 | 0件 | 9,986人 | 1,253人 |
| | 管外 | 4件 | | | |
| | 南志児相合計 | 89件 | 0.22件 | 258,382人 | 40,119人 |
| 伊賀児相 | 伊賀市 | 58件 | 0.37件 | 98,195人 | 15,512人 |
| | 名張市 | 56件 | 0.42件 | 80,541人 | 13,300人 |
| | 管外 | 0件 | | | |
| | 伊賀児相合計 | 114件 | 0.4件 | 178,736人 | 28,812人 |
| 紀州児相 | 尾鷲市 | 25件 | 0.9件 | 20,499人 | 2,772人 |
| | 熊野市 | 8件 | 0.29件 | 19,713人 | 2,742人 |
| | 紀北町 | 4件 | 0.16件 | 18,497人 | 2,472人 |
| | 御浜町 | 10件 | 0.64件 | 9,484人 | 1,551人 |
| | 紀宝町 | 16件 | 0.77件 | 12,076人 | 2,083人 |
| | 管外 | 0件 | | | |
| | 紀州児相合計 | 63件 | 0.54件 | 80,269人 | 11,620人 |
| 合 計 | 858件 | 0.27件 | 1,862,575人 | 312,520人 | |

(注) 北勢児相は、昨年度の件数を平成23年度体制に置き換えた数値。